

平成 2 9 年 度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要 望 に あ た っ て

町村行政につきましては、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の景気は、企業収益が過去最高水準となり、有効求人倍率も24年ぶりの高水準まで上昇するなど、穏やかな回復基調が続いておりますが、景気の先行きに対する懸念材料も見られ、地域経済が活力を取り戻すには至っていない状況にあります。

こうした中、地方から日本を創生する「まち・ひと・しごと創生事業」の「地方版総合戦略」の策定も終了し、本年度は、これを実行に移すスタートの年であり、地方から日本を大きく変える構造改革が実現する基盤が出来つつあります。

我々町村としても、本年度は、一億総活躍社会や地方創生に向けた、まさに勝負の年との認識のもと、それぞれが有する地域資源を守り、活かしながら主体的に地域づくりに取り組み、地域の活性化と地域経済の再生をしてまいりたいと考えております。

また、東日本大震災や熊本県地震を踏まえた総合的な防災対策の強化や、子ども・子育て支援等福祉施策の充実など、町村をめぐる課題は山積している状況にあります。

一方、ゴルフ場利用税や償却資産に係る固定資産税の見直しなど、町村財政にとって多大な影響が生じる税制改正の議論がなされており、その先行きは不透明であります。

こうした課題に的確に対応し、町村行政を着実に推進していくため、神奈川県町村会として、今般、平成29年度の「県の施策・予算に関する要望」を取りまとめました。

つきましては、県におかれましても、非常に厳しい財政状況であることは承知しておりますが、本要望書に掲げております事項は、いずれも町村にとって重要な事項でありますので、平成29年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年8月30日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 大 矢 明 夫

目 次

I 重 点 要 望	1
1 地方分権の一層の推進	1
2 まち・ひと・しごと創生の推進	3
3 防災対策の充実強化	4
4 快適な生活環境の整備促進	4
5 地域情報化施策の推進	5
6 自然環境の保全と産業の振興	5
7 観光の振興	7
8 福祉施策の充実	7
9 地域の保健医療制度の充実	8
10 都市基盤等の整備促進	9
11 防災対策の強化	11
12 教育施策の推進	11
13 オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進	13
II 一 般 要 望	15
1 地方分権の一層の推進	15
2 まち・ひと・しごと創生の推進	23
3 防災対策の充実強化	26
4 快適な生活環境の整備促進	31
5 地域情報化施策の推進	34
6 自然環境の保全と産業の振興	35
7 観光の振興	40
8 福祉施策の充実	41
9 地域の保健医療制度の充実	46
10 都市基盤等の整備促進	51
11 防災対策の強化	57
12 教育施策の推進	58
13 オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進	62
III 地 域 要 望	65
1 三浦半島地域要望	65
2 湘南地域要望	67
3 足柄上地域要望	74
4 足柄下地域要望	81
5 愛甲地域要望	87
6 水源地域要望	89

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表

I 重 点 要 望

I 重 点 要 望

1 地方分権の一層の推進

(1) 地方分権改革の具体化に向けて

内閣府が実施する「提案募集方式」については、地方の発意に根ざした取組みであることから、権限を持つ省庁の対応が消極的にならないよう、十分な調整を行うとともに、事務・権限の移譲に際しては、移譲に見合う所要の財源を確保するよう国に働きかけること。

また、道州制については国民に十分な説明がなされておらず、そのため、国民論議が深まっていないことから、国民への説明や地方自治体への協議をしっかりと行う等、慎重に対応するよう国に働きかけること。

(2) 広域自治体としての県の役割発揮

少子高齢化社会における行政需要の増加等に伴い、自治体間の連携、協力が強く求められることから、県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、引き続き地域の実情に配慮しながら、積極的に自治体間調整を行うこと。

特に、順次施行されているマイナンバー制度への対応について、市町村では十分な情報が得られていないことから、県として国等から積極的な情報収集を行い市町村に情報提供を行うこと。

(3) 町村財政基盤の整備

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構造となるよう、次の項目について、国に働きかけるとともに、県の取組を要望する。

ア 地方税制等の改正への対応

(ア) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い町村において極めて貴重な財源となっている。

所在町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防災対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから現行制度を堅持すること。

(イ) 償却資産に係る固定資産税の現行制度の堅持

土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直さ

れることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

(ウ) 自動車取得税の廃止等が行われた場合の財政措置等

消費税 10%引上げ時における自動車取得税の廃止に伴う自動車税及び軽自動車税の環境性能割の実施については、町村財政に減収をきたさないことを前提として制度設計するとともに、自動車重量税のエコカー減税の見直しについても、町村財政に影響を及ぼさないようにすること。

イ 地方交付税改革の推進

(ア) 地域手当の超過支給を理由とする特別交付税減額措置の廃止

地域手当の級地区分決定の際、人口 5 万人以下の市や町村においては、賃金指数を用いず通勤者率（パーセントリップ数値）を用いて算出しているため、近隣の人口 5 万人以上の市と支給割合に大幅な差が生じている場合があることから、地域手当の指定基準を見直すこと。

また、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害するものであることから廃止すること。

(イ) 臨時財政対策債制度の廃止等

臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講じられたい。

また、臨時財政対策債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、後年度に財源措置をするとした臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

ウ 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、制度改正に伴い、事務負担の軽減や小規模自治体の救済強化が図られたが、補助メニューにおいて小規模自治体が活用できるものが少ないことから、神奈川の魅力を広域的に高めるような効果が見込まれる事業や、生活道路や集会施設などの地域住民に身近な生活関連施設の整備などにも活用できるよう、引き続き、制度の充実を図るよう要望する。

(4) 県西地域活性化プロジェクトの推進

県西地域活性化プロジェクトを推進するため、市町の区域を越えた横断的な施策については、プロジェクトの策定主体である県として、引き続き、主体的に取り組むとともに、当プロジェクトが目指す「未病を改善する」ことの実現には長期にわたる取組が必要であることから、継続的な支援を実施すること。

2 まち・ひと・しごと創生の推進

本年度は、地方から日本を創生する「まち・ひと・しごと創生事業」を実行に移すスタートの年であり、地方から日本を大きく変える構造改革が実現する基盤が出来つつある。

地方創生の目的を達成するためには、日本を構成する社会の根幹を支えている基礎自治体が、地域の特性を最大限に活かし、安定的な人口を維持するべく、活力あるまちづくりを推進していくことが不可欠であるため、次の事項について実現するよう、国への働きかけ及び県の取組を要望する。

(1) 地方創生の推進に伴う財政及び人的支援

ア 「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的財源確保

各町村が自主性・主体性を最大限発揮し、継続的に地方創生に取り組めるよう、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」について、将来に渡り1兆円を上回る額を安定的に確保すること。

イ 地方創生推進交付金の拡充等

地方版総合戦略の本格的な推進に向け、新たに創設した地方創生の深化のための交付金「地方創生推進交付金」については、恒常的な交付金制度とするとともに、交付要件の緩和など、幅広い使途が可能な自由度の高い交付金制度に改めること。

ウ 交付申請等手続の簡略化及び専門的知識を有する人材等の派遣充実

交付金は、地域再生計画を策定することが必要条件とされるなど、人材の乏しい町村においては、交付を受けるための手続きが大きなハードルとなっていることから、交付申請等の手続きの簡略化を図るとともに、専門的知識を有する人材等の派遣を充実させること。

(2) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実現

神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実現に向け、総合戦略の策定主体である県が自らの責任において主体的に取り組むとともに、市町村と関連する取組みを進める際には、市町村と十分な調整を行うこと。

(3) 地方創生の推進に係る財政支援の充実

県独自の補助金である「市町村自治基盤強化総合補助金」について、今年度より地方創生を推進する内容を対象事業としているが、補助金交付要件として500万円以上の下限事業費が設定されており、町村などの財政規模の小さな自治体では交付要件を満たすことが難しい状況であることから、下限事業費を引き下げるなど、交付要件を緩和すること。

3 防災対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制を充実、強化するとともに、それぞれの地震対策大綱に盛り込まれた具体的対策を着実に推進すること。

また、ゲリラ豪雨による水害、土砂災害等大規模な災害の発生が懸念されることから、住民の生命、身体、財産を守るために必要となる災害対策を強化すること。

(2) 市町村地域防災力強化事業費補助金の充実

熊本地震の発生により、地域の防災力、消防力を強化し、地域住民の安全・安心を確保することの重要性が再認識されたところである。

県においては、平成 28 年度から「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」が統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」が創設されたが、重点事業や新規事業、強化事業に対する支援が中心となっている。

については、補助対象外となっている整備後の更新経費や備蓄資機材等を補助対象とするなど補助対象の拡大や、補助率の拡充など、柔軟で持続性のある支援体制を確立するよう要望する。

(3) 庁舎の耐震化促進

熊本地震では、市町村の庁舎が倒壊の危険から使用出来なくなるなど、被災者支援や行政サービスが停滞するケースが発生している。

災害対策本部となる役場本庁舎については、より高度な耐震性が求められることから、役場本庁舎の整備・耐震改修等に対する補助メニューの創設を要望する。

4 快適な生活環境の整備促進

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう引き続き国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう一層強力な指導を働きかけること。

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を一層強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを引き続き国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう引き続き国に要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となっている施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずるよう引き続き国に働きかけること。

5 地域情報化施策の推進

国の制度改正等による電算システム改修には、膨大な経費を要するため、県内町村では「神奈川県町村情報システム共同事業組合」を立ち上げ、情報システムの共同化を図るなど、経費の節減と業務の効率化を目指し努力しているところである。

システム運用に係る経費は、制度改正の内容により、町村には過重な負担が生ずることから、国が進める制度改正に伴って生ずるイニシャルコストやランニングコスト等の関連経費に対し、新たな地方負担を生ずることなく、また、普通交付税措置によるものではなく、国の責任において確実な財源措置を受けることができるよう、国へ働きかけること。

6 自然環境の保全等

(1) 自然環境の保全

森林などの自然環境の保全・整備等に果たしている町村の役割は大きいことから、県はこうしたことを十分に勘案し、積極的に治山事業、森林整備事業を展開すると共にその整備財源としての地方税財源の確保を図ることを国に要望すること。

(2) 森林に対する国民的支援の構築

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。

「平成 28 年度税制改正大綱」に、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する旨、位置付けられたが、早急に、その仕組みを構築し、実施するよう国へ強く働きかけること。

(3) 新エネルギー導入促進

総合的な新エネルギー施策の展開として、間伐材や林地残材などを県が進めている環境、エネルギー政策に積極的に利用し、水源環境林の保全・再生と再生可能エネルギーの推進を共通の取り組みとして早期に検討すること。

また、家庭用新エネルギー導入の促進は、地球温暖化防止に向けたエネルギー政策の一環として、重要であることから、広く導入が図れるよう、財政支援の充実強化を国に要望すること。

特に、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を広く普及するにあたり、設置者負担額の低減のため財政支援の充実強化を要望する。

(4) 農業の振興

農業者に対し、農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が推進されているが、経営面積の小さい本県の農業経営の実態にそぐわないとともに、地域の振興に即した独自展開も求められている。

そのため、野菜や果実などの畑作を中心とした小規模複合経営である都市農業の経営の安定化も図られる制度を創設するよう国に引き続き要望すること。

(5) 有害鳥獣対策の強化充実

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、猟区設定等を積極的に実施しているが、ニホンザル、シカ、イノシシ等による農作物、生活環境への被害は一向に減っておらず、個体数も増加している。

については、現在の施策の効果をよく見極め、ニホンザル、シカの個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずること。

(6) 外来生物被害対策に対する支援

特定外来生物であるタイワンリスは、生きたままの運搬が禁止されているため、防除実施計画を持たない市町村では捕獲などの対策の障害となっている。

また、ニホンリスとの個体競争も懸念されるため、早急に県全域を対象とした防除実施計画を策定し、対策を講ずること。

(7) ヤマビル駆除対策の強化

ヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいることから、ヤマビル被害撲滅に向けた活動に対する補助事業の拡充と県試験研究機関等が行った研究の成果を踏まえた抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等を早急に県として講ずること。

7 観光の振興

(1) 県内の観光の推進

県では、平成 24 年 3 月に策定された「かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクトの柱の一つとして「人を引き付ける魅力ある地域づくり」を掲げているが、更なる観光施策の充実を図るため、今後も「新たな観光の核づくり促進交付金」制度を継続するとともに、事務等の簡素化を含め使いやすい交付金とすること。

また、県管理地である観光地の施設整備について、積極的な整備を、併せて要望する。

(2) 国家戦略特別区域による規制緩和

国家戦略特別区域及び区域方針において東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化の規制改革事項として「外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】」が掲げられ、戸建て住宅（空き別荘）や集合住宅（空きリゾートマンション等）を活用した外国人施設経営事業の実施が想定される。

しかしながら、観光を基幹とする町村においては、規制緩和により宿泊事業を生業としている旅館・ホテル等への影響も考えられることから、国家戦略区域会議や区域計画の策定時は、地域の特性を十分配慮するよう要望する。

8 福祉施策の充実

(1) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

平成 27 年 4 月から新制度が本格スタートしたが、1 号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国统一費用部分（国 1/2、県・町各 1/4）の他に、公定価格の 27.5%にあたる地方単独費用部分（県・町各 1/2）が設定されており、地方に

過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけを要望する。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を要望する。

(2) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための新たな補助制度の創設

県が平成 27 年度から実施している「保育緊急対策事業費補助」については、平成 28 年度に事業終了期限を迎えるが、子ども・子育て支援や待機児童対策等を更に推進、充実させるためにも、新たな補助制度の創設を要望する。

その際には、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人件費に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

(3) 児童福祉の充実

県では、平成 27 年度より、各児童相談所の児童福祉司を増員し、要保護児童対策地域協議会の支援等を担う支援担当福祉士を新たに配置し、この支援担当福祉士を中心に市町村への支援の充実が図られてきている。

しかしながら、市町村の窓口への相談ケースは増加し、長期的に支援するケースも多いため、市町村の相談体制の充実は今後とも重要となっている。

ついては、市町村の児童相談体制の整備に係る新たな財政支援について、引き続き国への働きかけを要望する。

9 地域の保健医療制度の充実

(1) 国民健康保険制度等の改革

平成 27 年 5 月に国民健康保険の見直しをはじめとする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことを踏まえ、現在平成 30 年度からの新制度の円滑な実施・運営に向け、制度や運用の詳細に関する検討を国と地方の国保基盤強化協議会で行っているが、新たな制度施行に向けては課題が山積している。

よって、課題の検討・解決にあたっては、町村等と十分協議するとともに、次のことを実現するよう、国に対し働きかけることを強く要望する。

ア 平成30年度の新制度移行に伴い保険料税水準の激変が生じないよう国保事業費納付金は医療費水準に基づくものとし激変が生じる場合は経過措置を十分設けること。

また、経過措置に必要な財源については、都道府県設置の財政安定化基金の交付事業財源として確実に確保すること。

イ 財政基盤強化策として行われる財政調整機能の強化については、医療水準や所得水準の格差を反映できることとするなど、地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。

ウ 法定外繰入れやその背景にある保険料税水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも必要な追加支援策を実施すること。

(2) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようにすること。

(3) 小児医療費助成制度等の充実

県では医療のグランドデザイン・最終報告書の「はじめに」にあるように「県民がいつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」を基本原則として取り組んでいるが、小児医療費助成制度等は県内の自治体においても補助対象年齢等による格差が更に広がりつつある。

県民が平等に、かつ安心して医療を受けることができるよう、小児医療費、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について県の助成制度を拡充すること。

また、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き、国へ働きかけること。

10 都市基盤等の整備促進

(1) 地域の国土基盤整備

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の整合的な整備を図ることが基本であり、着実に推進していかなければならないが、とりわけ相対的に立ち後れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化は急務であるため町村としても、その推進に努めているところであるが、厳しい財政状況の中、現実には大きな困難が伴っている。

さらに、今後の国土政策においては、「人口減少の克服・地方創生」の実現に向

けて、全国のそれぞれの地域が、特性を活かした適切な役割を将来にわたり担って
いけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

加えて、徹底した防災・減災、施設の老朽化対策を実施し、強くしなやかな国民
生活の実現を図るための国土強靱化を推進することも必要であり、国が責任を持っ
て遂行していくことが、極めて重要であるため、県としても積極的に国に対し働き
かけるよう要望する。

(2) 社会資本整備総合交付金の充実

社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を生かした都市基盤整
備を推進するうえで有意義な制度であるが、交付率に対する配分額が近年、満額交
付されていない状況となっていることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整
備を図るための事業総額を確保するとともに、地方公共団体への配分額を例年どお
り確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とするとともに、平成
29 年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施するよ
う、国へ働きかけること。

(3) 国定公園区域等における開発行為の規制緩和

国定公園又は県立自然公園区域に指定された場合、都市計画法区域外となってい
る地域で開発行為等を行う場合は、県立自然公園普通地域では神奈川県建築基準条
例、特別地域では県立自然公園条例により、建ぺい率、高さ制限等の規制基準が定
められている。

これら一定の制約のもと、住宅の建設事業等を推進してきたが、移住・定住に不
可欠な仕事場として、事業所等を誘致するといった地域活性化施策を進めるにあた
っては、開発行為等に対するこれらの規制基準が障壁となり、施策の展開ができな
い状況にある。

については、広域自治体である神奈川県により建築基準条例及び県立自然公園条例
の基準の緩和について要望する。

(4) 土地区画整理事業への財政支援

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤の整備と宅地の利用の増進を図り、
安全・安心なまちづくりや魅力ある都市景観の形成などに大きな役割を果たしてい
るが、事業遂行には多額の事業費を要するなど、その実施は非常に難しくなってい
る。

組合施行の土地区画整理事業については、県の組合等区画整理事業費補助が交付
されるが、公共団体施行の場合には県の補助制度の対象になっていない。

計画的なまちづくり、県土整備を実施するため、事業主体の区分に関わらず、土
地区画整理事業の実施のための調査費用や区画整理地内の都市計画道路の築造に

係る費用などを対象とした、新たな補助制度の創設をすること。

11 防犯対策の強化

(1) 警察官の増員

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化している。

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している状況にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設が必要である。

このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や防犯カメラ、緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、自治体の過度の負担とならないような財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

12 教育施策の推進

(1) 少人数学級編制の実現

学級編制基準見直しが行われ、小学校低学年を中心に少人数学級編制に向かっていくが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、更なる学級編制基準の引下げを引き続き国に働きかけるよう要望する。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望する。

(2) 特別支援教育の推進に係る体制整備

平成 19 年 4 月から、全ての学校において特別支援教育が実施されているが、推進に係る教員の加配がされていないことから、特別支援教育の推進体制整備が難しい状況にある。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政

的措置を引き続き国に働きかけるよう要望するとともに、県におきましては、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員の配置や配置されている場合には巡回日数を増加するなど、人的、財政的支援を講ずるよう要望する。

(3) 「学校施設環境改善交付金」の予算確保及び交付条件の緩和等

学校施設環境改善交付金については、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針等に基づき、小中学校等の耐震補強や大規模改修をはじめ、施設の「質的整備」等、補助対象が幅広く設けられていることから、これまでも各自治体において有効に活用を図ってきた。

しかしながら、昨今、当交付金は、施設整備基本方針において最重要課題とされている「耐震性の確保」に係る経費については、概ね配分されているものの、空調機設置など施設の「質的整備」に係る経費については、交付金の割落としや不採択とされるなどの状況もあることから、交付要綱上交付対象とされている全ての項目において確実に予算を確保されるとともに、各自治体における安全で快適な学習環境の整備促進が円滑に図られるよう、安定的な財政支援を要望する。

また、国の交付金には、工事費下限額の設定や備品購入が出来ないなどの制約があり、施設設備面で求められる対応に支障をきたす恐れがあることから、各種交付条件の緩和を国に働きかけることを要望する。

13 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進

東京オリンピック・パラリンピック等の開催は、スポーツを通じた国際平和への貢献活動を世界に示す契機であるとともに地域においては経済の活性化や様々な人的・文化的な交流活動を生み出すことが期待される。

このことから、東京オリンピック・パラリンピック等の成功は、地域の活力を取り戻し、大きな国益につながる施策であるため、国は地方と協力しながら、必要な措置を講ずるよう、次の事項について国へ要望すること。

(1) 社会基盤整備への支援

ア 競技開催等に伴う関係自治体への支援

オリンピック・パラリンピック等の開催等に伴い、関係する自治体においては多数の来訪者が想定されることから、来訪者に対し安全・安心な環境を提供できるよう、インフラ等の社会基盤整備に必要な財政支援を講ずること。

イ 訪日観光客対策への支援

訪日観光客の増加が想定され、更なるおもてなしの向上に向け、公共施設、商業施設、道路等における多言語表示化や無料公衆無線LANの整備、外国語でコ

コミュニケーションが図れる人材の育成など、ソフト・ハード両面での支援制度の充実を図ること。

また、公共交通事業者における外国人観光客の利用促進に向けた取組みに対する支援を行うこと。

(2) 事前合宿誘致への支援

事前合宿の取組を円滑に進めることができるよう、国から地域への積極的な情報提供を行うとともに、受入対応への支援を図られたい。

(3) テロ等治安対策の強化

開催に合わせて多くの訪日観光客が見込まれることから、テロなどの脅威から来訪者及び地域を守れるよう十分な治安対策を講ずるとともに、そのための警察の体制等を強化すること。

(4) 感染症対策の強化

世界各国からの訪日外国人の増加により、日本国内で発生しない感染症が持ち込まれる可能性が高まることから、検疫等水際対策の強化を図ること。

また、県内では、江の島でのセーリング競技の開催が決定するなど、またとない機会を最大限活用し、県内全体で機運を高め、経済のエンジンを回していくことが重要であるため、次の事項について県として主体的に取り組むよう要望する。

(5) 県内情報発信の強化

県において県内外で行うイベント等の機会を活かし、県及び県内自治体の魅力を積極的にPRすること。

(6) 自治体間の連絡調整体制の強化

自治体間で取り組む事前キャンプ誘致に係る事務や環境整備などについて、各自治体の規模等に左右されず、統一的な対応が図れるよう、関係自治体との連絡体制を強化すること。

II 一般要望

Ⅱ 一 般 要 望

1 地方分権の一層の推進

地方分権改革については、引き続き、地方税財源の充実・強化を図りつつ、それぞれの町村の個性を活かし、自立した地方をつくるため、住民の視点に立った真の分権型社会を実現していく必要がある。

県としても、町村の実情をよく理解し、地方分権の推進と税財源の充実が一層図られるよう、国に働きかけるとともに、町村と共同して行動することを強く要望する。

(1) 地方分権改革の具体化に向けて

内閣府が実施する「提案募集方式」については、地方の発意に根ざした取組みであることから、権限を持つ省庁の対応が消極的にならないよう、十分な調整を行うとともに、事務・権限の移譲に際しては、移譲に見合う所要の財源を確保するよう国に働きかけること。

また、道州制については国民に十分な説明がなされておらず、そのため、国民論議が深まっていないことから、国民への説明や地方自治体への協議をしっかりと行う等、慎重に対応するよう国に働きかけること。

(2) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、引き続き、地域の実情に配慮しながら積極的に自治体間調整を行うことを要望する。

また、広域連携による共同処理以外の様々な地域課題についても、市町村間連携による課題解決は、重要なことから、県は市町村の連携した取組みを積極的に支援すること。

併せて、地域の実情を詳細に把握することが可能な県政総合センターの権限・機能を強化し、きめ細かな市町村支援体制を構築すること。

イ 住民ニーズの多様化や権限移譲による事務の複雑化などにより、地方自治体の職員には高度で専門的な対応能力が求められている。

小規模自治体では、専門性の高い職員を確保することが困難なため「神奈川県及び市町村職員交流システム要綱」に基づき人的支援を継続的に実施することを要望する。

ウ 順次施行されているマイナンバー制度に対応するため、地方自治体においては、現在、懸命に取り組んでいるところであるが、制度開始以前から現在に至るまで、県による市町村職員向けの説明会や会議等が全く行われていない状況が続いている。

そのため、市町村では十分な情報を得られず、各自治体において他の市町村の情報を収集し、方針を決定するなど、非効率な事務を行っている現状がある。

このことから県は、国等による説明会が行われた場合は、県内の市町村職員向け説明会を開催し、情報を提供するよう、要望する。

併せて、市町村が他自治体のマイナンバー制度対応状況等について情報共有できるよう、会議を開催することを要望する。

エ 足柄上合同庁舎の建て替え等県の施設整備及び県有地の利活用については、所在市町村及び地域住民に対して、丁寧な説明、調整を行うこと。

(3) 地方財政の強化に向けた町村財政基盤の整備

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構造となるよう、次の取組を強化するよう、県は、市町村とともに引き続き国に要望すること。

ア 地方税財源の充実

地方消費税の税率の引き上げや、消費税に係る地方交付税への算入率の引き上げにより、町村の税財源については一定の充実強化が図られているが、地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源が確保されるよう、国に要望すること。

イ 地方税制等の改正

地方税源の確保と充実を目指し、負担の公平性及び税務事務の合理化を図るため、次のとおり措置を講じられるよう、国への働きかけ及び県の取組を要望する。

(ア) 地方税について国に要望していただきたい事項

a ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い町村において極めて貴重な財源となっている。

所在町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防災対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

b 償却資産に係る固定資産税の現行制度の堅持

土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

c 自動車取得税の廃止等が行われた場合の財政措置等

消費税 10%引上げ時における自動車取得税の廃止に伴う自動車税及び軽自動車税の環境性能割の実施については、町村財政に減収をきたさないことを前提として制度設計するとともに、自動車重量税のエコカー減税の見直し

についても、町村財政に影響を及ぼさないようにすること。

d 法人住民税法人税割の一部国税化（地方法人税）の廃止

平成 29 年度から、法人住民税法人税割の税率を更に引き下げ、地方法人税の税率を当該引き下げ分相当引上げ、交付税原資に繰り入れることとなったが、法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する応益負担であり、受益と負担という税負担の原則に反するとともに、これまで各町村が努めてきた企業誘致等の自主努力を否定することとなる。

さらに、不交付団体においては、普通交付税による財政調整機能もなく、国税化により地方税収が純減することから、直ちに廃止すること。

e 法人実効税率の見直し

法人実効税率の見直しにあたっては、外形標準課税の拡充や課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で、所要の地方税財源を確保することを大前提とし、地方財政に影響を与えないこと。

f 原動機付自転車に賦課される軽自動車税の賦課徴収方法の簡素化

町村において登録事務を行っている原動機付自転車の税額は、平成 28 年度に改正されたが、依然として税額に比べ徴税コストが高いため、新規登録時に数年分に相当する額を賦課、徴収する制度などにより、賦課徴収に関する事務を簡素化すること。

g 固定資産税の非課税特別措置の整理・縮減等

固定資産税に係る非課税等特別措置や特例措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段であることから、その目的が達成されているもの等について、税負担の公平性の観点及び町村の基幹税目であり安定的確保が必要であることから、適時見直しを行い、整理・縮減すること。

特に、近年の農業協同組合の金融業務が肥大化し、銀行業務に近づいているという実情を踏まえ、非課税措置を廃止し、信用金庫等と同じ課税標準の特例措置を講ずること。

さらに、J R 東日本・J R 東海等の鉄軌道用地の評価についても、評価方法を見直し評価額を引き上げること。

h 家屋評価の簡素化等

現在の家屋評価方法は、専門性が高く複雑であり、所有者に理解してもらうことは容易ではなく、現地調査時においては、所有者に立会いを求めることとなるなど所有者負担も大きいことから、次の点について国へ要望すること。

(a) 複雑な非木造家屋の評点基準表について、より一層の整理合理化を行うこと。

(b) 家屋の評価方法が所有者の負担とならないよう、簡便な取得価格方式や

平米単価方式などの導入について検討すること。

i 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法

土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法は、負担水準の均衡化という観点から負担調整措置等が講じられており、平成 26 年度から住宅用地に関する据置特例が廃止されるなど、一部簡素化が図られているものの、依然として納税者にとって複雑で理解を得ることが難しい状況であることから、より一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう国へ要望すること。

j 日本郵便（株）所有の固定資産に係る課税

日本郵便が所有する一部固定資産に係る課税について、課税標準額の特例措置が、価格の 5 分の 4 とした上、2 年間延長された。ついては、税負担の公平の観点から、平成 30 年度以降この特例措置について、延長することのないよう国へ要望すること。

k 土地・建物の適正な登記

固定資産税の課税では、課税客体と納税義務者を把握するために、地方税法（第 382 条）の規定により登記所は不動産登記の内容を市町村に対し通知することになっており、適正な課税・収納を図るうえで最も重要な情報となっている。一方、所有者が死亡した場合には、長期間に渡り名義変更が行われない場合も多く見受けられるため、相続人の確認等、市町村の課税・収納において多大な事務量を要している。したがって、土地・建物の名義変更が必要な場合（特に所有者の死亡）、速やかに適正な登記が行われるよう、環境整備を国へ要望すること。

l 個人住民税の現年課税化

個人住民税は所得税と異なり翌年課税となっており、課税時点の納税者の負担能力に合致しているとは言えない。特に、昨今の経済状態では雇用の不安定要素もあり、徴収の面で大変苦慮しているところである。よって、所得税と同様に現年課税とし、源泉徴収とするよう国へ要望すること。

m 個人住民税の特別徴収の推進

個人住民税の特別徴収については、高い収納率の確保が可能であることから、神奈川県においても市町村と共にオール神奈川で特別徴収制度の推進とその徹底に取り組んでいるが、さらに広域（県域を越えた）で足並みを揃えて制度の推進が図られるよう、広報等の支援・協力について国に要望すること。また、特別徴収を担保する制度の構築・推進について併せて要望すること。

n 生命保険料・地震保険料の各控除計算の簡素化

所得税及び個人住民税の生命保険料・地震保険料の各控除計算は、控除の種類ごとに計算方法が異なるうえ、同一控除の種類でも制度の新旧で控除の計算方法が違うなど、極めて複雑で申告者・納税者にとって、理解しにくい

ものとなっている。このため、納税者の申告に誤りが多数生じている一方、申告所得税額、住民税賦課額への影響は軽微であり、申告・納税者の負担軽減及び審査事務の簡素化の両面から、これら各保険料控除の計算方法を統一化、単純化し、明確化することを国へ要望すること。

(イ) 地方税について県に要望する事項

- a 税制改正に伴う個人住民税システム改修経費及び運営費等の適正な補助
制度改正に伴う個人住民税システム改修費は、県民税の徴収取扱費に算定上含まれているとのことであるが、その経費は納税者数に比例しているとは限らず、町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、恒久的に発生する町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う（社）地方税電子化協議会に対する事務運営費、システム運用関係費・ASP費用等について、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し、実施することを要望する。

- b 「神奈川県地方税収対策推進協議会」による個人住民税特別徴収推進の取り組み

「神奈川県地方税収対策推進協議会」として、県内全事業所からの個人住民税の特別徴収がスムーズに進むよう、県内全事業者並びに各関係機関等に対して個人住民税の特別徴収制度について周知徹底、協力要請を行うこと。

さらに、各県税事務所所管区域内での働きかけもお願いしたい。

- c 神奈川県税務職員短期派遣制度の継続実施

神奈川県で平成19年度から実施している町村への県税務職員短期派遣制度は、収納率向上と困難事案等の解消、県・町村の自主財源確保に多大な効果を上げているほか、町村税務職員の意識高揚、町村税務行政全体のレベルアップに非常に高く貢献しているところである。

一方、平成28年度からは個人住民税の特別徴収が実施されることにより、悪質な事業所などへの対応について、一層高度な徴収技術を実践から習得する必要性も生じてきている。

については、平成29年度以降についても、県税務職員短期派遣制度を継続実施することを強く要望する。

ウ 地方交付税改革の推進

地方交付税については、社会保障と税の一体改革に伴い、一定程度充実されたが、必要な行政経費がしっかり確保されるよう、特別交付税のさらなる見直しを含め、交付税制度の抜本的な改革に向け、次の事項を国に要望すること。

- (ア) 地方交付税を「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止をすること。

- (イ) 地域手当の級地区分決定の際、人口5万人以下の市や町村においては、賃金指数を用いず通勤者率（パーセントリップ数値）を用いて算出しているため、近隣の人口5万人以上の市と支給割合に大幅な差が生じている場合があるこ

とから、地域手当の指定基準を見直すこと。

また、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害するものであることから廃止すること。

(ウ) 特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。

(エ) 減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。

(オ) 地方消費税の税率引き上げに伴い地方消費税交付金は増額されているが、増額分については普通交付税算出時の基準財政収入額への算入率が100%であり、普通交付税交付団体においては実質的な収入の増に繋がっていない状況であるため、増額分の算入率についても75%算入とするよう、国に要望すること。

(カ) 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講じられたい。

また、臨時財政対策債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、後年度に財源措置をすることした臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

エ 地方超過負担の解消

地方の国庫補助・負担事業において国庫補助・負担金の割落としの傾向があり、地方の超過負担が未だに解消されず、国と地方の財政秩序を乱し、地方財政を圧迫する要因となっている。

特に、私立幼稚園就園奨励費国庫補助金については、補助対象経費の3分の1について国庫補助金が交付されることとなっているものの、実際の補助率は、交付要綱により補助対象事業費の3分の1の額に圧縮率を乗じた額となっている。

については、国において適切な財源措置がなされ、地方の超過負担が解消されるよう、働きかけること。

併せて、幼児教育無償化の早期実現を働きかけること。

また、廃止された補助金に対する補てんや新たな施策等の財源として行われる「交付税措置」についても、不交付団体にとっては財源を伴わない施策の押しつけであり、地方のやる気をそがないよう適切な施策展開と財政措置を行うよう国に要望すること。

オ 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、制度改正に伴い、事務負担の軽減や小規模自治体の救済強化が図られているが、補助メニューにおいて小規模自治体が活用できるものが少ないことから、神奈川の魅力を広域的に高めるような効果が見込まれる事業や、生活道路や集会施設などの地域住民に身近な生活関連施設の整備などにも活用できるよう、引き続き、制度の充実を図るよう要望する。

(4) 県西地域活性化プロジェクトの推進

神奈川県が平成 26 年 3 月に策定した「県西地域活性化プロジェクト」では、県西地域において未病を改善し、住む人や訪れる人の健康長寿を実現するとともに、未病を改善する様々な地域の魅力をつなげて産業力を高め、自然と命、世代が循環する地域づくりを進めることで、地域経済の活性化を図ることとしている。

しかしながら、県西地域は規模の小さな自治体が多く、それぞれの市町の個別の施策展開だけでは、様々な地域の魅力をつなげ、地域経済の活性化を図ることは困難であることから、次の事項について要望する。

ア 県西地域活性化プロジェクトに位置付けられた市町の区域を越えた横断的な施策については、プロジェクトの策定主体である県が自らの責任において主体的に取り組むこと。

イ 県西地域活性化プロジェクトに位置付けられた施策を展開する市町に対する財政支援について、市町のニーズに見合った十分な予算措置を講じるとともに、当プロジェクトで目指す「未病を改善する」ことの実現には長期にわたる取組が必要であるので、継続的な支援を行うこと。

ウ 県西地域の住民や訪れる方への周知啓発促進のため、未病月間等推進事業交付金の拡充を図ること。

(5) 地方議会議員年金制度の廃止に伴う予算措置

地方議会議員年金制度は、「平成の大合併」により町村数と町村議会議員数が激減したために、平成 23 年 6 月 1 日をもって廃止となった。制度廃止に伴う経過措置として給付に要する費用は普通交付税に算入されているものの、不交付団体にあっては、全額一般財源による対応となっており、財政負担が重くのしかかっている。

については、予算措置は普通交付税措置によるのではなく、特別な交付金（特別交付税等）として、全地方団体が等しく確実な財源措置となるよう国へ要望すること。

(6) 公契約基本法の制定

厳しい財政状況下、受注競争の激化に伴う低価格入札等により、そのしわ寄せとしてそこで働く人の低賃金化や非正規雇用化などの問題が顕在化してきている。

こうした問題は、一自治体で解決できるものではなく、国が法律により統一的に規定し、地方が条例により地域の実情に応じて対応することで解決できるものであることから、公契約に従事する労働者の公正な労働条件と公契約に係る業務の質を確保するため、公契約に関する基本法を制定し、基本的事項の統一化を図るよう、国へ働きかけるよう要望する。

(7) 公共施設等総合管理計画の推進に係る財政支援

公共施設等総合管理計画を推進するにあたり、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となってきた。

この管理計画に基づき、施設の廃止を検討した場合、利用者等への代替措置として施設の統合が不可欠となるが、施設の除却をする場合は、地方債の特例措置が創設されたが「一般単独」区分となっており、また新規の施設等を建設する場合は、国庫補助の適用もないことから、地方公共団体は多額の負担を負うことになる。

については、公共施設等総合管理計画の着実な推進及び市町村による適正な施設の統廃合が円滑に進められるよう、統合施設等の建設にあつては、新たな国庫補助制度の創設を国に対し働きかけるよう、強く要望する。

2 まち・ひと・しごと創生の推進

本年度は、地方から日本を創生する「まち・ひと・しごと創生事業」を実行に移すスタートの年であり、地方から日本を大きく変える構造改革が実現する基盤が出来つつある。

地方創生の目的を達成するためには、日本を構成する社会の根幹を支えている基礎自治体が、地域の特性を最大限に活かし、安定的な人口を維持するべく、活力あるまちづくりを推進していくことが不可欠であるため、次の事項について実現するよう、国への働きかけ及び県の取組を要望する。

(1) 県として国に要望していただきたい事項

ア 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実現

今後の長期的な社会情勢を見通した中で、国が掲げる「人口減少問題の克服」が実現化するよう、日本全国どこで暮らしていても安心して子どもを産み育てられる環境を整え、基礎自治体の自然増を促す少子化対策をスピード感を持ちながら永続的に進展させていくこと。

イ 迅速かつ多様な情報提供の推進

地方版総合戦略に掲げた施策を深化（評価・見直し）させるため、国及び関係機関において保有するデータを広く収集し、地域経済分析システムへ迅速に反映させること。

また、地域経済分析システムの効果的な活用が全ての自治体で均一的に図られるよう、活用方法などを自治体間で共有できる方策を講じること。

ウ 地方創生の推進に伴う財政及び人的支援

(ア) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的財源確保

各町村が自主性・主体性を最大限発揮し、継続的に地方創生に取り組めるよう、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」について、将来に渡り1兆円を上回る額を安定的に確保すること。

(イ) 地方創生推進交付金の拡充等

a 地方版総合戦略の本格的な推進に向け、新たに創設した地方創生の深化のための交付金「地方創生推進交付金」については、恒常的な交付金制度とすること。

b 地域の特性を踏まえた施策が展開できるよう、少子化対策、女性の活躍の推進、産業振興、雇用の場の確保等に向けてのソフト事業に限定するのではなく、対象施策拡充や地域間連携、官民連携の有無等を含め交付要件の緩和など、幅広い使途が可能な自由度の高い交付金制度に改めること。

c 地方版総合戦略に位置付けられた事業は、複数年に渡り実施するものが多く、また、近隣市町村に好影響をもたらす事業もあるため、財源不足による計画事業の先細りを生じさせず、事業の最大限のパフォーマンスが得られる

よう、全額国庫負担にするなど、補助率を引き上げること。

また、交付にあたっては、各自治体の財政力により地方創生の加速化に差が出ることを懸念されることから、公平な配分となるよう配慮すること。

- d 交付金は、地域再生計画を策定することが必要条件とされるなど、人材の乏しい町村においては、交付を受けるための手続きが大きなハードルとなっていることから、交付申請等の手続きの簡略化を図るとともに、専門的知識を有する人材等の派遣を充実させること。

また、交付金の執行にあたっては、切れ目なく効果的に実施できるよう、地域再生計画の認定及び交付金の交付決定がなされる前であっても、事業着手ができるようにすること。

- e 地方創生事業の実施に活用する各省庁の交付金について、各省庁の情報を集約して提供すること等により申請先を明確化すること。

- f 地方創生応援税制は、民間資金の新たな流れをつくり地方創生の実効性を高め、深化に繋げていくものであるが、普通交付税の不交付団体は対象外とされている。

地方創生において国が掲げる「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」については、地方の財政力に関わらず取り組むべき問題であることから、制度を活用できるようにすること。

(2) 県の取組に対する要望

ア 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実現

- (ア) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた取組みについては、総合戦略の策定主体である県が自らの責任において主体的に取り組むこと。

併せて、市町村と関連する取組を進める際には、市町村と十分な調整を行うこと。

- (イ) 神奈川県内においては、特定の地域への人口集中が進む一方で、特定の地域では大幅な人口減少が進んでいる。

神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた三浦半島地域や県西地域への定住人口の増加の達成に向け、具体的な方策を講ずること。

イ 地域間連携の構築のための広域調整機能の発揮

地方創生推進交付金では、地域間連携などの先駆性のある取組を交付対象としていることから、県は、県及び関係市町村間の連携事業を構築するための広域調整機能を発揮すること。

ウ 地方創生に関する情報支援の充実

地方創生を推進するため、国においては保有するデータをビッグデータへ反映し、各自治体でデータ分析を行った中で、積極的に施策の検討等へ活用するよう求められている。

については、自治体の地方創生への取組みを充実させるため、県において広域的

な視点でデータ分析等を行った内容について、迅速に情報提供すること。

併せて、町村等職員数が少ない自治体では、ビッグデータ等の情報を効果的に分析し、施策へ反映させるための知識を有する人材が不足していることから、県において各自治体での情報分析に係る支援策を講ずること。

さらに、平成 27 年度に策定した地域版総合戦略の実施にあたり、県内町村の情報共有や提供等の連絡調整及び必要な支援を行うこと。

エ 地方創生の推進に係る財政支援の充実

県独自の補助金である「市町村自治基盤強化総合補助金」について、今年度より地方創生を推進する内容を対象事業としているが、補助金交付要件として 500 万円以上の下限事業費が設定されており、町村などの財政規模の小さな自治体では交付要件を満たすことが難しい状況であることから、下限事業費を引き下げるなど、交付要件を緩和すること。

3 防災対策の充実強化

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から5年余りが経過し、県内各町村もこの震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実、強化を図っているところである。

しかしながら、これまでの対策をさらに進め、住民と連携しつつ総合的な防災対策を強化していく必要があるが、財政基盤の弱い町村では十分な対応が困難なため、県は次の事項について積極的な支援措置等を講ずるよう、強く要望する。

(1) 原子力災害対策の一層の強化

ア 原子力災害における避難者対策の強化

県内には多くの住民が原子力災害により、住むべき我が家に帰宅できず、困難な日々を過ごしている。県は、国に対し、原子力災害で避難している方が一日でも早く帰宅できるよう、万全の措置を講ずるよう申し入れること。

イ 農産物等食品に対するモニタリングの強化

消費者の不安を払拭するため必要な農産物等食品に対しても測定体制を強化すること。

県で実施する放射能検査の対象地域や対象作物の拡大等により、農家が安心して生産出荷できる検査体制を推進し、併せて、使用制限のある植物性堆肥や農畜産物の放射能検査に係る費用を助成すること。さらに、消費者が持ち込む食材の放射能測定を保健所などで実施できるように、必要な支援策を講ずるよう国に働きかけること。

ウ 風評被害への対応

足柄茶を始めとする県産品や県内観光地の風評被害に対し、引き続き、適切な対応と防止策を講ずること。

なお、今後も、国の指針に基づき、足柄茶の放射能検査を実施し、その結果を広く公表するなどの対応策を講じ、足柄茶の風評被害を完全払拭し、ブランド力を回復させるためのキャンペーンや各種支援策を継続的に実施し、足柄茶の販売促進、理解促進を図ること。

エ 原子力災害対策に対する補償への対応

今回の原発事故に起因するすべての被害に対し、確実に早急な補償が行われるよう県としてしっかり申し入れること。

オ 原子力災害発生時における連絡体制の構築・対応の強化

横須賀基地に停泊している原子力空母に事故があった場合、現在の連絡体制では、外務省、横須賀市、県、周辺自治体の順に情報提供がなされている。

しかし、原子力災害発生時には迅速な対応が求められることから、原子力空母や原子力関連施設などの災害が発生した際には、国から関係自治体、周辺自治体及び関係機関へ、迅速に情報を提供できるような体制を構築するよう、県として

も国へ働きかけを行うこと。

(2) 津波対策の充実強化

ア 津波浸水想定の充実

県では新たな津波浸水予測を行い、平成 27 年 2 月に津波浸水想定検討部会でまとめた最大津波を、津波新法に基づく「津波浸水想定」として発表した。

新たな津波浸水想定では、大磯町及び二宮町では相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）により 3 分で最大津波高 17.1m の津波が押し寄せ、相模湾沿岸市町の多くで、以前の想定をはるかに超える浸水面積が想定される。

今後は新たな津波浸水想定を踏まえ、県と市町が連携して、津波による災害から住民等の生命を守るための対策に取り組むことになっているが、なかなか具体策が見えていない。

町においても、新たな想定に基づき津波対策に取り組んでいるが、ソフト対策だけでは対応しきれないことが考えられ、避難訓練等にも影響する。

については、県においては、海岸保全施設の整備などハード面での必要な対策やソフト面における沿岸市町との共通認識による効果的な対策を進めていくため、必要な情報の提供を要望する。

イ 津波浸水対策への財政支援

津波から人々の生命財産を守る防潮堤などの整備や、避難施設、避難誘導標識の設置等の整備を図る場合には、引き続き十分な財政支援措置を講ずること。

(3) 地震等防災対策の充実強化

ア 直下型地震等対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの地震観測網及び地震予知研究体制を強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛り込まれた具体的対策を着実に推進すること。

さらに火山の噴火やゲリラ豪雨による水害等の大規模災害の発生が懸念されることから、住民の生命、身体、財産を守るために必要となる災害対策を強化すること。

イ 市町村地域防災力強化事業費補助金の充実

熊本地震の発生により、地域の防災力、消防力を強化し、地域住民の安全・安心を確保することの重要性が再認識されたところである。

県においては、平成 28 年度から「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」が統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」が創設されたが、重点事業や新規事業、強化事業に対する支援が中心となっている。

については、補助対象外となっている整備後の更新経費や備蓄資機材等を補助対象とするなど補助対象の拡大や、補助率の拡充など、柔軟で持続性のある支援体

制を確立するよう要望する。

ウ 防災行政無線のデジタル化に対する国庫補助事業の創設

防災行政無線（同報系・移動系）については、平成 34 年 11 月末で、必要周波数帯の外側に発射される不要な電波（スプリアス発射）の強度の許容値が改正され、新規則の条件に適合しない無線機器は使用できなくなる。

このため、今後多くの市町村で防災行政無線のデジタル方式への移行に伴う統制局や屋外子局などの整備工事が見込まれるが、これらの工事費に対し、国は、起債や交付税措置とは別に、平成 25 年度以降、無線システム普及支援事業において、消防救急無線とあわせて移動系防災無線をデジタル化する事業に対し、補助を行っているが、当該事業では補助対象が移動系無線に限定されていることから、同報系を含む防災行政無線全般のデジタル化を支援する制度の創設について国への働きかけを要望する。

エ 消防力強化のための施策の充実・強化

災害の大規模化、多様化、複雑化が危惧され、消防力の維持、強化を図ることが必要となっている中、市町村が財政負担の平準化を図りながら、計画的に消防車両の更新、消防水利の設置を行えるように、補助制度等の財政支援策を講ずること。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定に鑑み、消防団員の被服類を含めた資機材の強化、消防団配備車両の計画的な更新、消防団待機所の改修・建替え等新たな補助メニューの創設等財政支援を講ずること。

さらに、県においては、同法の規定に沿い、消防団員の確保に苦慮する町村部に対する神奈川県職員の消防団への積極的な加入促進を図るため、神奈川県職員服務規程等を改正し、消防団員との兼職を可能とし、職員に対する周知や消防団への加入を呼びかけているが、未だ実現には至っていないため、引き続き加入に向けた取組をされるよう要望する。

オ 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の更なる充実と県の上積み助成を引き続き要望するとともに、完成時に移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう、国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。

カ 土砂災害対策の充実

近年の異常気象等により大規模災害が増加傾向にあり、特に山間地域にある町村においては、地域住民の土石流やがけ崩れに対する不安が大きくなっている。

こうしたことから、県の役割として、土砂災害警戒区域等として指定した区域に対し、当該区域へのハード整備を早急に進めるとともに、整備にあたっては自治体の実情を考慮し、優先度の高いものから実施するよう要望する。

キ リ災証明発行業務に係る自治体職員の評価技術の強化

自治体が発行するり災証明は、地震等の災害における補助制度である生活再建資金の手続きに必須となる証明であり、り災証明の発行にあたっては、担当職員が迅速かつ正確に被害状況を調査・評価することが重要であるが、現状では職員の知識・経験も乏しく被災家屋のランク付けも困難な状況である。

このため、自治体職員の被害状況の評価技術向上を図るため、県において早急に研修会を開催されることを要望するとともに、統一的な準則の技術的助言作成について、引き続き、国へ働きかけることを要望する。

ク 庁舎の耐震化促進

熊本地震では、市町村の庁舎が倒壊の危険から使用出来なくなるなど、被災者支援や行政サービスが停滞するケースが発生している。

災害対策本部となる役場本庁舎については、より高度な耐震性が求められることから、役場本庁舎の整備・耐震改修等に対する補助メニューの創設を要望する。

ケ 自主防災組織が設置する小規模な防災倉庫の建築確認手続きの簡略化

平成 27 年に示された「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成 27 年 2 月 27 日付け国住指第 4544 号）では、土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む。）のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築確認等の手続きは不要としている。

しかし、神奈川県建築行政連絡協議会では、「小規模な倉庫」とは「奥行が 1 m 以下かつ高さが 2.3m 以下で、床面積が 2 m²以内」のものとしており、自主防災組織が設置する防災倉庫については、建築確認等の手続きが必要となっている。

この取り扱いでは、地域の防災力強化の妨げになると考えられるため、自主防災組織が設置する防災倉庫については、「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」の見解を適用し、手続きを簡略化すること。

(4) 相互支援体制の実効性の向上

ア 地域県政総合センターの機能強化

平成 24 年 3 月に「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、オール神奈川での相互支援による防災体制の強化を図ることとしたが、地域ブロック内外の相互支援の核となる地域県政総合センターの機能向上により、相互支援体制の実効性向上に更に努めること。

イ 地域ブロック単位での県市町村合同訓練の実施

相互支援体制の実効性を高めるため、引き続き、地域ブロック単位での県市町村合同訓練を実施すること。

4 快適な生活環境の整備促進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項についてあらためて国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望する。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう引き続き国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう一層強力な指導を働きかけること。

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を一層強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを引き続き国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法については、

ア 容器包装リサイクル法の施行以来、リサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減っていない現状を踏まえ、容器包装廃棄物の発生抑制と再資源化に向けて、事業者には拡大生産者責任の観点から簡易包装化の推進を徹底させるとともに、地域住民が分別排出しやすいよう、分別・リサイクルが容易な製品開発を義務づけるなど、生産、消費、廃棄の過程において資源がより一層容易に循環するシステムを構築するように業界へ指導することを国に働きかけること。

また、容器包装廃棄物の再資源化のために市町村が行う分別収集に係る費用が、事業者が負担する費用に比べ多大となっていることから、費用負担のあり方について見直すよう国に働きかけること。

イ プラスチック製容器包装の品質基準において異物扱いとなっている自治体の指定袋などについては、プラスチック製容器包装と同一素材であれば分別基準の

適合物として取り扱うよう(財)容器包装リサイクル協会に働きかけること。

また、プラスチック製容器包装廃棄物については、形状や素材が様々であるため見分けが困難であり、汚れや異物が取り除きにくいいため分別排出に対する協力が得られにくい状況にあることから、識別マークを大きくするなど判別基準を明確にするとともに、形状や素材の単一化や、汚れや異物が簡単に取り除くことができる製品開発などを促進するよう業界に指導することを国に働きかけること。

ウ 容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても、容器包装リサイクル法と同様に資源化が図られるように制度を創設するよう、引き続き国に働きかけること。

エ 市町村が「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、使用済小型家電のリサイクルを行うにあたり必要な初期投資に係る経費及び市町村が継続的に分別回収及び引渡しに取り組むために必要な経費の確保については、法の規定により国の責務とされていることから、財源措置を確実に講ずるよう国へ働きかけるとともに、県費における支援体制の構築を要望する。

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう引き続き国に要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となっている施設の整備等に対しても、財政措置を講ずるよう引き続き国に働きかけること。

(4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を費やしている。

回収する不法投棄物については、事業者が排出する産業廃棄物が多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項の規定で「産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない」と県の責務が明記されていること、また、現在町村が回収を行っている区域は、県管理の河川区域であることも踏まえ、事業の実施に対し十分な財政措置を講ずるとともに、県の主導による不法投棄対策を要望する。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを引き続き強化するとともに、不法投棄防止用のフェンス設置、さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の醸成にさらに積極的に取り組むこと。

(5) 海岸漂着ごみ処分に対する支援

平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が施行されたが、依然として、海岸線に漂着するごみの量は莫大であり、河川の上流域から流れてくる流木等が多く、その処理を沿岸市町が負担するのは、不公平である。

県においては、処分費用に対する応分の負担制度として「海岸漂着物等対策事業費補助」を創設したが、当初は国の補助金に基づく平成 26 年度までの 2 年間の期限付き補助制度であった。

その後、同事業が継続され、平成 28 年度も実施されることとなったが、単年度事業であるため、国・県ともに応分の負担をするような恒久的な支援制度を早急に確立することを要望する。

5 地域情報化施策の推進

(1) 携帯電話電波塔及び公衆無線LAN網設置の促進

携帯電話又はスマートフォンは、生活の必需品となってきた。ことに生活に限らず、自然回帰志向などを背景とした観光客や登山客などの緊急時の連絡のために利用することも多くなっているなか、救助する側と登山者との連絡体制を強化するため、国の補助制度を活用した携帯電話網の整備を推進する必要がある。

また、観光地として利便性の向上のため、公衆無線LAN網を整備する必要があることから、各企業の携帯電話アンテナ基地局の増設及び公衆無線LAN網の整備を県立自然公園や国定公園を管理する県で積極的に対応され、山間地域の景観保持と各企業のカバーエリアの拡大又は公衆無線LAN網の整備を、県で取り組むよう要望する。

(2) 法改正等に伴う制度改正による情報システム開発・改修のための財源等

近年、いわゆるマイナンバー法の公布等、国の施策に起因する制度の創設・変更による情報システムの開発・改修が大変多くなっており、町村における財政的、事務的負担も増えていることから、次の事項の実現を図られるよう、国に要望すること。

ア 国庫補助金等の支援制度については、全ての省庁において広域連携を推進する観点から、その業務を共同して処理する一部事務組合も直接の補助対象とすること。

イ 情報システムの開発・改修に伴う経費は、実態に見合うものとなるよう、適正な財政措置を講ずること。

ウ 国が情報システムの開発・改修に伴う経費に対する補助金の内示を行う際には、その積算設計書を示すこと。

エ 情報システムの開発・改修に伴う経費は、作業完了後、速やかに委託業者に支払ができるよう、補助金の概算払い制度を活用できるようにすること。

オ 町村においては、執行体制が必ずしも盤石とは言えないため、国の施策に起因する制度の創設・変更等については、極力、町村の過重な事務負担とならないよう配慮すること。

カ システム改修費について議会への予算議案の提案等に支障が生じないよう、適宜、適切な情報提供を行うこと。

6 自然環境の保全と産業の振興

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置をあらためて強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望する。

(1) 自然環境の保全

森林などの自然環境の保全・整備等に果たしている町村の役割は大きいことから、県はこうしたことを十分に勘案し、積極的に治山事業、森林整備事業を展開すると共にその整備財源としての地方税財源の確保を図ることを国に要望すること。

(2) 新エネルギー導入促進

ア 総合的な新エネルギー施策の展開として、間伐材や林地残材などを県が進めている環境、エネルギー政策に積極的に利用し、水源環境林の保全・再生と再生可能エネルギーの推進を共通の取組みとして早期に検討すること。

イ 再生可能エネルギー等の普及拡大を図るため、国に対し、エネルギー基本計画を早期に見直し、具体的な導入目標の設定や達成に向けたロードマップの作成、太陽光発電の買取り区分を規模に応じて設定するなどの固定価格買取制度の効果的運用等について、引き続き要望すること。

また、家庭用新エネルギー導入の促進は、地球温暖化防止に向けたエネルギー政策の一環として、重要であることから、広く導入が図れるよう、財政支援の充実強化を国に要望すること。

特に、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を広く普及するにあたり、設置者負担額の低減のため財政支援の充実強化を要望する。

ウ 公共施設のZEB化の実現

公共施設における太陽光発電設備等の設置について、県による再生可能エネルギーなど導入推進基金が平成28年度をもって終了したが、スマート・エネルギーの更なる普及を図るため、公共施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に対する新たな補助制度を創設すること。

(3) 森林資源の活用

ア 森林に対する国民的支援の構築

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでな

く、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。

「平成 28 年度税制改正大綱」に、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する旨、位置付けられたが、早急に、その仕組みを構築し、実施するよう国へ強く働きかけること。

イ 森林の保全

林業の低迷、林業就業者の減少や高齢化のために、森林の荒廃や水資源の確保が懸念されていることから、森林施業の担い手である森林組合等の資本装備の増強を図り、これに対する財政・技術的支援を継続するとともに、さらに強く推進すること。

また、一部の山林では外国資本による買収が行われているが、実態の把握は困難である。平成 23 年 4 月の森林法改正により、地域森林計画対象の民有林については新たな届け出制度が創設されたが、この制度を適正に運用し、無届伐採が行われた際の伐採中止や伐採後の造林命令などを、市町村が行えるように、県は十分な支援を行うこと。

ウ 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、広域的な影響の評価を条件に、保安林の解除要件の緩和について、森林法の改正も働きかけること。

エ 森林整備事業の新たな入札参加要件（木材搬出実績）の廃止等

神奈川県では、水源環境税を活用し撫育のなされていない森林の整備を図り、県土保全、水源涵養等、多面的機能を保持しようと努力をされている。

その森林施業は、地元の森林組合等に入札発注されているところだが、平成 26 年度から一部の地域で、その入札参加要件として「年間 50 m³を超える木材搬出実績」が定められた。零細な森林組合では、大きなハードルで、場合によっては入札の参加ができなくなることが危惧されている。

そのようなことから、森林施業の中核的担い手としての零細な森林組合を育成する観点からも、全ての入札に参加できるよう、新たな要件「年間 50 m³を超える木材搬出実績」を廃止若しくは緩和されるよう強く要望する。

オ 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、全県統一した標準単価による補助のみでなく、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

カ 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、県産木材の利用を一層

促進するためには、公共施設に限らず一般住宅など対象を拡大する必要がある。

については、森林木材利用の促進に向け、必要な措置を講ずるよう国に強く求めるとともに、県として一層の努力をすること。

(4) 農業の振興

農業者に対し、農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が推進されているが、経営面積の小さい本県の農業経営の実態にそぐわないとともに、地域の振興に即した独自展開も求められている。

そのため、野菜や果実などの畑作を中心とした小規模複合経営である都市農業の経営の安定化も図られる制度を創設するよう国に引き続き要望すること。

(5) 有害鳥獣対策の強化充実

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、猟区設定等を積極的に実施しているが、ニホンザル、シカ、イノシシ等による農作物、生活環境への被害は一向に減っておらず、個体数も増加している。については、現在の施策の効果をよく見極め、ニホンザル、シカの個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現すること。

ア 広域的に移動するニホンザル、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であることから、県においても積極的な捕獲等適正な管理施策を実施するとともに、次の広域的な体制を早期に確立すること。

(ア) 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

(イ) 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化

(ウ) 捕獲後のニホンザル等に関する広域体制の確立

(エ) 有害鳥獣が人里や人家に近づかないようにする新たな忌避効果の実証研究とそれに関わる国への働きかけをするとともに、ニホンザル、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の有害鳥獣による被害に対処するために、町村が支出をしている当該経費について、交付金への移行により交付率を2分の1と増額されたが、補助率拡大等、さらなる財政支援を要望する。

(オ) ニホンジカの食害による特別天然記念物指定地等の被害防止のため、防鹿柵設置等効果的な施策の実施を要望する。

イ 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業を積極的に推進すること。

ウ 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の継続的な予算確保と防止柵更新等、補助対象の拡充。

エ 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の継続実施。

また、農作物に対する農業災害補償制度の対象範囲拡大を引き続き国に働きか

けること。

オ シカの将来的な捕獲頭数が減少すると見込まれているが、将来的な計画等を策定したいと考えていることから、生態調査の再調査を実施すること。

(6) 外来生物被害対策に対する支援

ア アライグマ、タイワンリスなどの外来生物により、生活や農業、生態系にまで渡る被害が深刻化している。

これらの外来生物の駆除について、県は町村に対して財政支援を含め、対策を積極的に推進すること。

また、外来生物による被害を防除するため、次の事項について実現すること。

(ア) 特定外来生物であるタイワンリスは、生きたままの運搬が禁止されているため、防除実施計画を持たない市町村では捕獲などの対策の障害となっている。

また、ニホンリスとの個体競争も懸念されるため、早急に県全域を対象とした防除実施計画を策定し、対策を講ずること。

(イ) 外来生物の被害は市町村規模に関わらず発生するため、補助金是一律の割合ではなく、被害状況や防除の取組によって上乘せし、町村要望額分の補助金の確保を図ること。

イ 動物福祉や、感染症拡散予防の観点から、捕獲個体の殺処分は安楽殺が望ましいが、そのためには一定の施設や獣医師の協力が必要である。また、焼却炉の規模によっては殺処分後の死体の焼却もできないため、これらの処分を業者委託している市町村が多い。委託料削減のためにも、受け入れ先の確保や受け入れ体制の整備をすること。

(7) ヤマビル駆除対策の強化

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多大な吸血被害を受けている。

また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなっている。

これまでの研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう、次の事項について実現すること。

ア ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究などの情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大を図られたい。

イ ヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいることから、ヤマビル被害撲滅に向けた活動に対する補助事業の拡充と県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえた抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等を早急に県として講ずること。

7 観光の振興

(1) 県内の観光の推進

県では、平成 24 年 3 月に策定された「かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクトの柱の一つとして「人を引き付ける魅力ある地域づくり」を掲げているが、更なる観光施策の充実を図るため、今後も「新たな観光の核づくり促進交付金」制度を継続するとともに、事務等の簡素化を含め使いやすい交付金とすること。

また、県管理地である観光地の施設整備について、積極的な整備を、併せて要望する。

(2) 自然歩道等の環境整備の促進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているほか、平成 28 年から国民の祝日として「山の日」が施行され登山者の増加が想定されることから、幅広い年齢層に対応できる安全で快適な自然歩道等について、引き続き着実な整備を進めることを要望する。

(3) 国家戦略特別区域による規制緩和

国家戦略特別区域及び区域方針において東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化の規制改革事項として「外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】」が掲げられ、戸建て住宅（空き別荘）や集合住宅（空きリゾートマンション等）を活用した外国人施設経営事業の実施が想定される。

しかしながら、観光を基幹とする町村においては、規制緩和により宿泊事業を生業としている旅館・ホテル等への影響も考えられることから、国家戦略区域会議や区域計画の策定時は、地域の特性を十分配慮するよう要望する。

(4) 御殿場線 IC カード導入

J R 御殿場線では、鉄道乗車時に多く使用されている IC カードが御殿場・国府津駅間で利用できず、観光客だけでなく日常生活で利用する方にとっても、不便を強いられている。

富士山の世界遺産登録等を契機に、観光振興を図る観点から、また、生活関連利用者の利便性の向上を図るため、静岡・山梨・神奈川三県サミットにおいて合意がされた IC 乗車券が広域的に利用できる環境整備に向けて、県を跨る広域的な取り組みとして、県が主体的に鉄道事業者や国に対し働きかけを行うよう要望する。

8 福祉施策の充実

(1) 安心して出産・子育てのできる環境の整備

出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、引き続き、安心して出産・子育てができる環境を整備することを要望する。

(2) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

平成 27 年 4 月から新制度が本格スタートしたが、1 号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分（国 1/2、県・市各 1/4）の他に、公定価格の 27.5%にあたる地方単独費用部分（県・市各 1/2）が設定されており、地方に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけを要望する。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を要望する。

(3) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための新たな補助制度の創設

県が平成 27 年度から実施している「保育緊急対策事業費補助」については、平成 28 年度に事業終了期限を迎えるが、子ども・子育て支援や待機児童対策等を更に推進、充実させるためにも、新たな補助制度の創設を要望する。

その際には、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人件費に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

(4) 公立幼稚園の広域利用に係る費用負担

公立幼稚園を広域利用する場合に、保護者が支払う利用者負担額は、幼稚園所在市町村が定める額ではなく、保護者の居住地の市町村が定める額としており、その際、当該幼稚園設置市町村が定める当該施設利用に係る公定価格と利用者負担額との差額は、「子ども・子育て支援新制度」のもとでは、保護者の居住地の市町村が負担することとされている。

一方で、地方交付税措置については、広域利用した園児の数は、当該幼稚園の設置市町村から報告され、保護者の居住地の市町村には、財政措置がされないこととなっており、公定価格と利用者負担額の差額の負担が、新たな財政負担となっている。

については、公立幼稚園の広域利用に係る当該幼稚園設置市町村が定める公定価格との差額を保護者の居住地の市町村が負担するのであれば、保護者の居住地の市町村に交付税措置がされるよう、国への働きかけを要望する。

(5) 児童福祉の充実

ア 児童手当法の改正に当たっては、国と地方の協議の場を通して、国と地方の負担割合について合意に至ったが、扶養控除の廃止によって子育て世帯の負担が増加する場合もあり、持続可能な制度となるよう、今後、さらなる改善を図るよう、国に働きかけること。

イ 県では、平成27年度より、各児童相談所の児童福祉司を増員し、要保護児童対策地域協議会の支援等を担う支援担当福祉士を新たに配置した。この支援担当福祉士を中心に市町村への支援の充実が図られてきている。

しかしながら、市町村の窓口への相談ケースは増加し、長期的に支援するケースも多いため、市町村の相談体制の充実は今後とも重要となっている。

については、市町村の児童相談体制の整備に係る新たな財政支援について、引き続き国への働きかけを要望する。

ウ 放課後児童支援員の資格については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）により、「都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。」と定められている。

5年間の経過措置を設けてはいるが、速やかな放課後児童支援員の確保を図るため、県主催研修の開催回数等の拡充を要望する。

(6) 放課後子ども教室推進事業補助金の拡充

文部科学省と厚生労働省が連携して推進する「放課後子どもプラン」について、町村では、学童保育（放課後児童健全育成事業）と、放課後子ども教室推進事業の一体的な運営を目指し、それぞれの事業の拡充を推進している。

学童保育（放課後児童健全育成事業）については、平成27年度から新たに創設された子ども・子育て交付金の一事業として、国等の支援の充実が図られたところである。

一方、放課後子ども教室推進事業については、県補助金要綱において、補助基準額の3分の2と規定されているが、年間開催日数や謝金対象人数に制限があることから、実支出額を大きく下回る状況になっており、同事業の安定的な運営への支障が懸念されている。

放課後子どもプランについては、各市町において5年間の実施目標を計画しており、より一層の充実が求められ、今まで以上の事業経費の増加が予想される場所である。

については、交付額のベースを地域の実情に応じた積算方法ではなく、実支出額とすることを国に働きかけるよう要望する。

(7) 介護保険制度の充実

ア 介護保険料について、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合は、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴

う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすることを要望する。

イ 保険給付費の国庫負担分は、25 %のうち5 %を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、引き続き国へ働きかけること。

ウ 低所得者に対する介護保険の利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

エ 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向などにより決まると認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。

また、介護報酬の地域区分の見直しにあたっては、市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなど、より広域での設定とし、地域によりサービスに格差が生じないように、地域の実情に十分に配慮するよう国に働きかけること。

オ 介護職員の処遇改善を介護報酬に上乗せすることは、保険料上昇を招き、利用者負担も重くなることから、介護職員の処遇改善について、利用者の負担増とサービス利用制限を招くことのないよう、恒久的な処遇改善策を講ずること。その際、急激な保険料の上昇と自治体の負担増を招かないよう、国が財政責任を果たすよう引き続き事業者へ恒久的な交付金制度を創設するよう、国に働きかけること。

(8) 障害者福祉施策の充実

ア 重度障害者医療費助成制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率 1/2 を維持することを要望する。

また、現在の県重度障害者医療費助成制度の補助要綱を見直し、65 歳以上新規認定者、所得制限、一部負担金に関する部分を補助対象とするとともに、精神障害者の入院に係る医療費についても助成対象とするよう要望する。

さらに、重度障害児者の福祉の向上を図るため、身体・知的・精神の3障害の制度格差が生じないように、国の制度として、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成に対する統一的な公費負担制度として、重度障害児者医療費助成制度を創設するよう働きかけを要望する。

イ 地域生活支援事業に係る補助金については、事前に市町村からの事業協議を受けず、事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされており、これにより現状では、規定の補助率1／2を下回る補助額の交付となっている。

今後も市町村の超過負担が続いた場合、事業継続に支障をきたす恐れが出てくるなど、最終的に受益者に対し影響が及ぶ可能性も考えられることから、規定された補助率に対して割り落としなどが無いよう、確実な予算措置を強く要望する。

また、障害者福祉施策における方向性として、国が「障害者の地域生活への移行」を提唱していることから、受益者が地域生活を継続して営めるよう、サービスを安定的に供給していくため、裁量的経費ではなく、国の「義務的経費」として位置づけていくよう要望する。

ウ 障害者総合支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うことを要望する。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成18年度から施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）は利用者負担1割が設けられ、平成19・20年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施され、さらに平成22年度から低所得者（市町村民税非課税）の障害者等の障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となったことにより、市町村の財政負担が増加した。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。

については、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国1／2、県1／4を維持することを要望する。

エ 平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、障害者虐待の防止や擁護者の支援など、市町村の役割も明確化されたところだが、町村においては、虐待防止や擁護者の支援等に対応できるスキルを持った専門職の配置など、人員体制の整備が図れていない現状がある。

については、障害者虐待の深刻化を未然に防ぎ、また、擁護者の支援等を適切に実施するため、県をはじめ関係機関と密接な連携を図っていくことが必要不可欠であることから、事案の相談や助言などバックアップ機関として、県の積極的な関与及び支援を要望する。

(9) 障害者総合支援法の改正に伴う財政負担の軽減等

平成 25 年 4 月に施行された現行の「障害者総合支援法」について、現在、国で法改正に向けて見直しを行っているところであるが、このたびの見直しは、障害福祉サービスをはじめとする障害者等に対する支援全般の「在り方」が検討事項となっていることから、制度の抜本的な改正に伴う、自治体及びサービス提供事業者の混乱や改正の内容によっては地方負担の増加が懸念される。

社会保障制度の法改正については、これまでも度々実施されているが、改正内容が迅速に示されないことにより、現場である地方自治体は、混乱する場面が多くあったことから、実施主体の市町村が法改正後に円滑な制度運営が図れるよう改正内容の早期情報提供を、国へ働きかけることを強く要望する。

さらに、今後少子高齢社会等の急速な進展や住民ニーズの多様化などにより、障害福祉給付費をはじめとする社会保障関係経費全般の増加が見込まれるなど、市町村の財政負担がより一層懸念されることから、小規模自治体である町村に負担増を強いるような改正とならないよう、財源についても、適切に措置するよう国への働きかけを併せて要望する。

(10) 生活保護世帯の人工透析に係る医療給付制度の見直し

生活保護世帯の人工透析に係る医療費の町村負担分については、財政規模の小さい町村においては大きな負担増となっているため、医療給付制度の見直しを強く国に働きかけることを要望する。

(11) 民生委員・児童委員の活動環境の改善

近年の地域社会では、急速な高齢化、単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進んだことにより、孤立死、児童虐待、引きこもりなどの問題が増加している。

こうした状況から、地域で見守り活動を行う民生委員・児童委員への期待が益々高まっているが、仕事の範囲や内容が不明確であるうえ、対応を必要とする人の増加や課題の多様化に伴い、業務負担が増加している。

さらに、活動実績に見合った対価が支給されないことなどから、担い手不足が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、民生委員・児童委員の活動環境の改善に向け、業務の範囲・内容を明確に示す基準等を定めるとともに、活動に見合った対価が支給されるよう、制度の見直しを行うよう、強く国に働きかけること。

9 地域の保健医療制度の充実

少子高齢社会の進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化している。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望する。

(1) 国民健康保険制度等の改革

平成 27 年 5 月に国民健康保険の見直しをはじめとする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことを踏まえ、現在平成 30 年度からの新制度の円滑な実施・運営に向け、制度や運用の詳細に関する検討を国と地方の国保基盤強化協議会で行っているが、新たな制度施行に向けては課題が山積している。

よって、課題の検討・解決にあたっては、町村等と十分協議するとともに、次のことを実現するよう、国に対し働きかけることを強く要望する。

ア 平成30年度の新制度移行に伴い保険料税水準の激変が生じないよう国保事業費納付金は医療費水準に基づくものとし激変が生じる場合は経過措置を十分設けること。

また、経過措置に必要な財源については、都道府県設置の財政安定化基金の交付事業財源として確実に確保すること。

イ 広域化の目的でもある保険料の平準化に関して、保険者ごとの実態（被保険者数、所得、医療費等）を踏まえた中長期的スケジュールを示すこと。

ウ 財政基盤強化策として行われる財政調整機能の強化については、医療水準や所得水準の格差を反映できることとするなど、地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。

エ 保険者努力支援制度は、新規事業のための人的財政的な投入が困難な町村にも確実に交付されるものとし、指標評価も町村の実情を踏まえたものとする。

オ 子育て支援等も踏まえ、医療費助成制度の町村単独事業実施に伴う国庫負担金の減額措置については、速やかに廃止すること。

カ 普通調整交付金は、医療費適正化を推進するため、医療費水準が低くても所得水準に応じて交付されるようにすること。

キ 制度改正に伴うシステムの構築・改修にかかわる費用は自庁システム、広域的処理システム、国保連システムなどの処理形態を問わず全額国費により補填すること。

ク 法定外繰入れやその背景にある保険料税水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも必要な追加支援策を実施すること。

ケ 後期高齢者支援金の被用者保険間における按分方法に全面報酬割を導入する

ことにより生ずる1,700億円の財源は、小規模保険者の実情を踏まえたものとする。

(2) 後期高齢者医療制度の見直しへの対応

国が、今後検討する後期高齢者医療制度の見直しについて、現場に混乱が生じないよう慎重に行うとともに、小規模自治体、特に、町村に不公平な負担を生じさせないよう配慮するよう要望すること。

また、保険料の軽減に係る特例措置の見直しにあたっては、被保険者の過度な負担とならないよう十分に配慮し、負担増となる被保険者への適切な激変緩和措置を国の責任において実施するよう要望すること。

(3) 市町村国保が行う特定健康診査への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないよう、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

(4) 後期高齢者医療広域連合健康診査補助金に係る算定方法の見直し

後期高齢者の健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により広域連合が実施する保健事業に位置づけられ、神奈川県では市町村が実施する健康診査事業に対し、その財源として広域連合補助金が交付されているが、市町村が実施する高齢者健康診査は、各市町村の実態に応じて実施しており、受診率にも大きな差が生じている。

広域連合補助金は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金交付実施要綱」により、広域連合が定める「基準受診率」までは10/10の補助となっているものの、基準受診率を超える部分については、9/10で割落とし算定され、交付されている。

健康診査事業については、住民の健康寿命を伸ばすための重要な事業であるので、受診率の向上に繋がるよう広域連合健康診査事業補助金の算定方法の見直しについて要望する。

(5) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようにすること。

(6) 小児医療費助成制度等の充実

県では医療のグランドデザイン・最終報告書の「はじめに」にあるように「県民がいつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」を基本原則として取り組んでいるが、小児医療費助成制度等は県内の自治体においても補助対象年齢等による格差が更に広がりつつある。

県民が平等に、かつ安心して医療を受けることができるよう、小児医療費助成等について県の助成制度を拡充すること。

ア 小児医療費助成制度の拡充

小児医療費の助成については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るために必要な子育て支援策の一つであるが、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、事業の財源や所得制限のあり方を抜本的に見直し、全県的な制度設計を県の主導により進めることを要望する。

また、県での対応が困難であるならば、「すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保証」するとしている子ども・子育て支援新制度の一環として、国において補助制度を確立するよう引き続き積極的に働きかけること。

イ 重度障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度の改善

重度障害者医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、一部負担金の導入、対象者や所得の制限において、実施主体である各市町村により助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることが危惧される。今後、この格差が縮小するよう県の主導によりさらなる改善策を講ずること。

また、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう引き続き国へ働きかけること。

ウ 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っているが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っている。

現在、これら医療費助成事業の実施により、国保の財源である国庫負担金（療養給付費等負担金）の減額措置がとられているが、この措置は、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援策の推進に大きな支障をきたしていることから、一刻も早く廃止するよう国に働きかけを要望する。

(7) 各種予防接種・検診などの充実

ア 各種予防接種への安定的な財政支援

(ア) 予防接種事業に対する財政支援

おたふくかぜ、ロタウイルス等有効性、安全性が確認されたワクチンについ

ては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするよう国に要望すること。

予防接種は国民の健康における安全保障であるとの観点から、本来、その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであり、全ての予防接種は地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を交付金等により国の責任において措置するよう働きかけること。

なお、風しんについて、神奈川県では、国に先駆けた先導的な取り組みとして予防接種の助成制度を創設したが、国が主体となり、風しんをはじめとする感染症について、予防接種法第6条第1項に規定されている「臨時に行う予防接種」とし、まん延を防止する緊急措置を早急に講ずるよう働きかけるとともに、県の助成制度の継続を要望する。

(イ) 新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、市町村の役割は「ワクチンの接種」と位置づけられているが、パンデミック発生時のワクチン確保は、市町村では困難であると考えている。現に平成21年度に発生した際に地域によっては不足が生じ、対応が遅れたケースも報告されている。

については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策について、市町村が円滑に実施できるよう、万一の場合に備え、ワクチン等の開発を早急に進め、国の責任において確保するよう要望すること。

(ウ) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業及びがん検診推進事業に対する財政支援

がん検診推進事業が、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業に一本化されたが、大幅に補助率が切り下げられた。

引き続き、受診率の向上につながるよう、恒常的な制度として確立し、全額国庫補助とするよう、国への働きかけを要望する。

(8) 医療補助制度の充実

ア 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援

肝炎対策基本法には、肝炎の被害に対する国の責任と関係組織それぞれの責務が規定されているが、肝炎から進行した肝がんなどの患者への医療費負担については、町村においては大きな負担となるため、更生医療費の対象とせず国の全額負担とするよう、現行制度の早急な見直しを国に働きかけること。

また、生活保護世帯を含めた当該患者への対応が障害者自立総合支援法の規定による更生医療費の対象となっていることは、町村における医療費負担を増大させるものであり、早急な見直しを併せて強く要望すること。

イ 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診への財政支援

町村では、肝炎対策の一環として、肝炎による健康障害の回避等を目的に、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、40歳以上の未受診者に対し医療機関での検診や保健指導等を実施しているが、住民の健康確保と衛生環境

の保全のため、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診等の継続実施について国への働きかけをすること。

また、県からの補助金については調整率による調整により満額交付されず、町村がその不足分を一般財源で補填している状況であることから、市町村が円滑に事業を推進できるよう、満額交付とすること。

ウ 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減

国、県では「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」を実施しており、平成28年度からは新制度に移行される。

助成額は、1回の治療につき15万円又は7万5千円が上限となっており、初めて助成を受ける際の妻の年齢が39歳以下の場合は、助成回数が通算6回までで年度あたりの回数制限はなく、40歳から42歳までは、助成回数が通算3回までで年度あたりの回数制限はないが、43歳以上の女性は助成対象外となった。

妊娠しても流産や死産を繰り返し、出産に至らない「不育症」の治療については、大部分が医療保険外適用となっており、経済的な面をはじめとする様々な理由によって出産を諦めざるを得ない実態があることから、不育症治療の保険適用の早期実現並びに不育症治療の助成制度の創設について国へ働きかけるよう要望する。

10 都市基盤等の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めているが、その実現には大きな困難が伴っている。

こうした町村の取組を支援するため、次の事項について積極的な措置を講ずるよう要望する。

(1) 地域の国土基盤整備

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の整合的な整備を図ることが基本であり、着実に推進していかなければならないが、とりわけ相対的に立ち後れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化は急務であるため町村としても、その推進に努めているところであるが、厳しい財政状況の中、現実には大きな困難が伴っている。

さらに、今後の国土政策においては、「人口減少の克服・地方創生」の実現に向けて、全国のそれぞれの地域が、特性を活かした適切な役割を将来にわたり担っていけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

加えて、徹底した防災・減災、施設の老朽化対策を実施し、強くしなやかな国民生活の実現を図るための国土強靱化を推進することも必要であり、国が責任を持って遂行していくことが、極めて重要であるため、県としても積極的に国に対し働きかけるよう要望する。

(2) 町村部における県道整備枠の確保

県の「かながわのみちづくり計画」において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けられているところであるが、町村部の県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県内全域において均衡ある整備が必要である。

また、道路は生活基盤の確立や地域産業経済の活性化にとって、欠くことのできないインフラであることから、地域の中心市と周辺市町村をつなぐ道路のネットワーク化を推進すること。

さらに、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、地域の実情に配慮した取組を推進すること。

(3) 社会資本整備総合交付金の充実

社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を生かした都市基盤整

備を推進するうえで有意義な制度であるが、交付率に対する配分額が近年、満額交付されていない状況となっていることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保するとともに、地方公共団体への配分額を例年どおり確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とするとともに、平成29年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施することとし、町村に対し早期にその考え方を示すよう、国へ働きかけること。

(4) 国定公園区域等における開発行為の規制緩和

国定公園又は県立自然公園区域に指定された場合、都市計画法区域外となっている地域で開発行為等を行う場合は、県立自然公園普通地域では神奈川県建築基準条例、特別地域では県立自然公園条例により、建ぺい率、高さ制限等の規制基準が定められている。

これら一定の制約のもと、住宅の建設事業等を推進してきたが、移住・定住に不可欠な仕事場として、事業所等を誘致するといった地域活性化施策を進めるにあたっては、開発行為等に対するこれらの規制基準が障壁となり、施策の展開ができない状況にある。

については、広域自治体である神奈川県により建築基準条例及び県立自然公園条例の基準の緩和について要望する。

(5) 公共施設の複合化・多目的化に係る補助制度の充実

近年、施設の老朽化、利用者のニーズの多様化等により、公共施設の改修、多目的化等が求められているが、既存施設の規模、維持管理経費抑制等の課題があり、より効果的、効率的な施設の運営が求められている。

このような状況のもと、限られた財源、資産を有効に活用し、課題を解消する手法のひとつとして、公共施設の複合化が挙げられる。

しかしながら、施設の複合化に当たっては、既存施設を活用する場合、大規模な施設の増改築、設備の改修等が必要となる。特に建築から長期間経過した施設の改修等には多額の費用を要することから、町村の財源だけでこれらを行うことは非常に困難である。

このようなことから、既存施設の複合化・多目的化に係る施設の増改築、設備改修等に対し、十分な財源措置が受けられるよう国へ働きかけるとともに、県独自の補助制度の充実を要望する。

(6) 生活交通の確保対策の充実

生活交通路線の維持確保については、国の「地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）」の補助制度が創設されているが、バスなどの住民の足を確保するため、次の対策を講ずること。

ア 国の地域公共交通確保維持改善事業補助制度などは、県内でも一部の路線に活用され、路線の継続運行に寄与している。

国では、路線維持費補助金、車両減価償却費補助金などの施策を展開しているが、他県では国庫補助と連動した県の協調補助があるものの、神奈川県では、一部でしかこの補助を認めていない。

多くの町村が交通事業者に対して補助金を交付している現状に鑑みて、国と連動するよう、県も協調補助を実施されたい。

また、県独自の補助要件としている下記事項について、国庫補助金と連動した補助金交付要綱となるよう改正されたい。

(ア) 地域間幹線系統確保維持事業で、人口集中地区を通過する距離が系統キロの50%を超えると、県補助金の交付が受けられないが、赤字路線の実態を重視して、国庫補助金と連動し、補助金を交付されたい。

(イ) 地域間幹線系統確保維持事業の補助要件のうち、「複数市町村の成否要件」や「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件及び、路線の「キロ程」が国と県の基準が乖離していることから、県補助基準の緩和、変更等を検討すること。

(ウ) 車両減価償却費補助金は、1社に対して1台とされているが、この台数制限を緩和し、神奈川県においても補助金を交付されたい。

イ 国、県の補助対象要件に該当しない路線、ことに市町村をまたがる広域的路線で利用の少ないバス路線の一部は、不採算であり、撤退が続いていることから、「補助対象要件の緩和」について国へ働きかけるとともに、県においても同様の補助制度の創設等を行うこと。

ウ 国は地方バス路線維持対策補助制度の見直しとして、デマンドバス導入等をはじめとした国庫補助制度の創設等を行ったが、かならずしも十分ではないことから、生活交通の確保のため、県は、国の制度に該当しないものや、地域コミュニティバスの支援についても、同様に補助制度の創設等を行うこと。

(7) 海岸の整備促進

ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い湘南海岸等の浸食は深刻な状況となっている。

県は国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、保全対策手法を取りまとめた。その実施については、多大な事業費と高度な技術力を要するが、今般、国直轄事業に採択されたことにより、念願の砂浜復活に大いに期待しているところである。

については、今後の事業計画の策定にあたり地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について国へ働きかけ願いたい。

イ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増

大により松の切り倒しを余儀なくされている。

そのため、町では、被害拡大を防止するため、区域を定め薬剤注入や伐倒などを行うとともに、被害木の伐倒後に松くい虫に強い抵抗性松の植樹をするなどの対策を行っているが、それにかかる町の負担は増大するばかりである。

松くい虫被害木伐採補助金については、実勢発注単価と比較してもかなり低額で実態と乖離しており、平成 21 年度の補助単価見直しから 5 年以上が経過していることから、防災面も含め、貴重な財産を維持していくためにも、県においては、実情に即した補助単価へ見直すよう要望する。

(8) 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等については、定期的を実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施している。

しかしながら、河川全域では、不十分な箇所も見受けられることから、河川管理者による、さらなる草木の除草並びに伐採をすること。

(9) まちづくり事業の充実

ア 土地区画整理事業への財政支援

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤の整備と宅地の利用の増進を図り、安全・安心なまちづくりや魅力ある都市景観の形成などに大きな役割を果たしているが、事業遂行には多額の事業費を要するなど、その実施は非常に難しくなっている。

組合施行の土地区画整理事業については、県の組合等区画整理事業費補助が交付されるが、公共団体施行の場合には県の補助制度の対象になっていない。

計画的なまちづくり、県土整備を実施するため、事業主体の区分に関わらず、土地区画整理事業の実施のための調査費用や区画整理地内の都市計画道路の築造に係る費用などを対象とした、新たな補助制度の創設をすること。

イ 無電柱化促進事業の推進

安全で快適な通行区間の確保、景観の向上、安定したライフラインの実現などを目的に、無電柱化が推進されているが、現在無電柱化に着手している区間の早期完成と未着手区間については、計画に基づき事業の推進を図ること。

特に、公共施設からの景観形成を先導的に進めており、電線共同溝法に基づく特例を適用する条件を整えている地区については、無電柱化促進事業に着手することについて早急に検討すること。

ウ 急傾斜地崩壊防止事業の促進

大規模地震や近年の異常気象等による大規模災害の発生が危惧される中、県では、県民の生命、財産を守るため、急傾斜地崩壊防止工事を実施しているが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進を図ること。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に至らない危険箇所も数多くあることから、早急に調査結果に基づき、整備について積極的に実施すること。

エ 公共用地取得対策の制度拡充

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけること。

(ア) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げを図ること。

(イ) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減をすること。

(10) 水道施設の整備促進

ア 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設

水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況である。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。

安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討すること。

また、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国に要望すること。

イ 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設

利用者が安心して飲める、安全でおいしい水の提供に欠かせない、有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製水道管の取り換え工事は、水質基準の強化もあり、早急に整備する必要がある重要な事業である。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の増嵩は大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設をすること。

ウ 水道企業債に対する財政優遇措置

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスポリジウムなどの問題、さらには老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要がある。

しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられる。

財政融資資金の償還期間については、平成 27 年度より延長されたが、貸付利率の引き下げなど、更なる発行条件の緩和を強く要望する。

エ 人口減少化に対応する施設整備事業費等に対する財政支援措置

人口減少、住民の節水意識の向上及び節水型機器の普及などにより水道使用量が減少傾向にあり、給水収益の減少が小規模水道事業体の経営を著しく圧迫して

いくことが予想される。この人口減少等に対応するために推進する簡易水道組合の統合や、小規模水道事業体の共同化及び広域化に必要な施設整備事業等に対する財政支援措置を要望する。

(11) 下水道の整備促進

ア 公共下水道の整備促進を図るためには、今後も更なる事業費の投入が必要となっており、財政基盤の弱い町村では、公共下水道の早期整備における財政的支援は、必要不可欠である。

下水道事業に対する社会資本整備総合交付金の配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように、引き続き国に働きかけること。

また、10年概成による交付金打ち切りについて、特に整備率等の低い団体に対しては、引き続き交付金措置されるよう制度の存続について国に働きかけること。

イ 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、管渠の整備や長寿命化を含めた改築更新、雨水施設整備に対する交付対象範囲の拡充及び財源措置など、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

11 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は、多様化、巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化している。

これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要がある、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるようあらためて働きかけるとともに、引き続き県の取組の一層の強化を要望する。

(1) 地域住民の安全・安心の確保

住民の安全・安心が図れるよう、県警察においては、地域の暴走車両に対する取り締まりを、発生時間帯に重点を置いて取り締まるなど、効果のある取り締まりを実施しているが、暴走族等の根絶に向け、暴走行為ができないような道路環境の整備を促進するため、警察、道路管理者、自治体等が連携し、必要な対策が講じられるよう、より積極的な調整を行うこと。

また、暴走族の集団走行やい集、ドリフト族等の暴走運転に関する違反行為に対する法律規制等の拡大・強化について、引き続き、国に強く働きかけることを要望する。

(2) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設が必要である。

このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう引き続き国へ強く働きかけること。

(3) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や防犯カメラ、緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、自治体の過度の負担とならないような財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

12 教育施策の推進

(1) 義務教育の水準確保とその財源保障

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤である。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っている。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけられたい。

さらに、平成 23 年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導充実を図るため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（A L T）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を要望する。

(2) 教育指導体制の強化

ア 県は町村の充て指導主事を平成 23 年度まで配置をしてきたが、これが廃止されたため、24・25 年度の 2 年間は、県と町村との人事交流により指導主事 1 名を確保してきたが、その交流人事も 25 年度をもって終了した。

については、平成 29 年度以降も指導主事を継続して配置していくにあたり、県による新たな人的支援、もしくは指導主事雇用に係る財政的支援を要望する。

イ 学校が抱える様々な課題を解消し、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、国に働きかけを要望する。

ウ 教員とは異なる専門性を有するスクールカウンセラー派遣事業は、児童生徒や保護者にとってだけでなく、教員の相談などにも対応し、学校教育において、大変大きな成果をあげている。

このようなことから、派遣日数の拡大、さらには、小学校へのスクールカウンセラーの配置など、制度の拡充・見直しを要望する。

また、児童生徒に係る諸問題の解決に際して、教育分野のみならず、家庭環境や福祉分野に関わる事例が増加していることから、スクールソーシャルワーカーの更なる派遣日数の拡大と増員を要望する。

(3) 少人数学級編制の実現

学級編制基準見直しが行われ、小学校低学年を中心に少人数学級編制に向かっていくが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、更なる学級編制基準の引下げを引き続き国に働きかけるよう要望する。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として教員加配を県単独予算で措置するなど少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望する。

(4) 特別支援教育の推進に係る体制整備

平成 19 年 4 月から、全ての学校において特別支援教育が実施されているが、推進に係る教員の加配がされていないことから、特別支援教育の推進体制整備が難しい状況にある。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的措置を引き続き国に働きかけるよう要望するとともに、県におきましては、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員の配置や配置されている場合には巡回日数を増加するなど、人的、財政的支援を講ずるよう要望する。

(5) 栄養教諭の配置基準の引き上げ等

食育の重要性が高まる中、学校に配置されている学校栄養職員は、教諭としての位置付けがないため、食に関する指導の職務上の位置付けが不明確であることや、食に関する指導への参画が単発的なものになるなど、児童・生徒への指導等について、その役割には限界がある。

については、食育推進の原動力として、栄養教諭の役割が大きく期待されていることから、栄養教諭の全校配置を目指し栄養教諭免許取得者が増加傾向にあることを踏まえ、取得から発令まで 10 年という経験年数が必要とされている状況の緩和について要望する。

また、民間調理場方式による給食についても、その実施食数に応じ、共同調理場方式に準じた栄養教諭の配置を要望する。

(6) いじめ対策における学校ネットパトロール等への財政支援

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、「インターネットを通じて行われるもの」についても「いじめ」として定義されるとともに、国等の責務も明確に定められた。

併せて、いじめ問題等に対応するための地方公共団体の取組に対し、支援（補助率 1／3）も行われることになっているが、対象は限定されている。

同法第 5 条で、国は、いじめ防止等のための対策を総合的に作成し実施する責務を有すると規定されていることから、当該事業に係る財政措置については、補助対象地域数に制限を設けず、取組を実施する全ての地方公共団体等に対し財政上の措置を講ずるよう国に働きかけること。

(7) 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げ

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3 分の 1 以内が国庫から補助されることとなっている。

新制度施行後も、施設型給付への移行が進まない状況にあり、私立幼稚園就園奨励費補助の一層の充実を図るよう要望する。

(8) 養護学校の通学に関する支援

県立養護学校では、児童・生徒のためにスクールバスが運行されているが、高等部生徒においては、同バス座席が空いている場合のみ利用できる状況である。

ついては、自主通学できない高等部生徒が、小等部・中等部と同様にスクールバスを利用できるよう、高等部生徒のスクールバス座席の確保を要望する。

(9) 日本語が理解できない外国籍児童・生徒の転入時における支援体制

日本語が理解できないまま転入し、学校生活に入る外国籍児童・生徒にあつては、日常会話はもとより、授業における理解が困難な状況にあり、言語も多岐に渡るほか、生活習慣や環境の変化、制度の違いなどに対応できない児童・生徒が多く、教職員のみで対応することは難しくなっている。

こうしたことから、外国籍児童・生徒の教育の充実を図る上で、県においては、通訳者派遣や生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置といった人的支援を講ずるよう要望する。

(10) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

子どもたちは、激しく変化する社会の中で多くの課題に柔軟にたくましく対応できるよう自立することが求められている。

このような中、国においては教育基本法の改正等により「キャリア教育」を推進しているが、教育の現場を担う地方自治体としても、この必要性を大きく認識している。

学校教育を更に充実し、地域で子どもを育てていくため、豊かな自然環境のもと、温かな地域の協力により行う体験を通じて得た経験は、地域の絆を深め定住化を図ることとなり、最終的には地方創生の原動力としても期待できる。

また、現在、県で策定を進めている「かながわ教育大綱」においても、「地域の協力」「地域の絆」を強化する旨の内容が検討されているが、これはまさに「キャリア教育」と「地域創生」の実現に不可欠なキーワードと言える。

ついては、同大綱に定められる教育施策を推進するにあたっては、その趣旨に合致した特別に実施する町村の「キャリア教育事業」に対して、十分な補助制度の確立と支援を要望する。

(11) 「学校施設環境改善交付金」の交付条件の緩和等

ア インクルーシブ教育の推進に伴う施設及び設備整備への交付条件の緩和

県の施策として取り組まれているインクルーシブ教育の推進に関連して、町村において障がいのある児童生徒の対応に必要な施設設備の整備に努めており、施

設設備に関する国の交付金「学校施設環境改善交付金」の申請に伴う調査は、例年6月と10月に調査が行われ、活用している。

しかし、本調査の回答については、常に精査を求められていることから、概算での回答は難しく、且つ、県の就学指導委員会の結果を受けてからの調査回答は、日程的に困難である。

また、国の交付金には、工事費下限額の設定や備品購入が出来ないなどの制約があり、結果として、町村の財政が圧迫され、障がいのある児童生徒への施設設備面で求められる対応に支障をきたす恐れがある。

については、本施策に伴う施設設備対応のため、「学校施設環境改善交付金」の各種条件緩和を国に働きかけることを要望する。

イ 中学校給食の実施に向けた支援

学校給食法において、義務教育諸学校の設置者が学校給食の実施について努めるとされ、また平成17年7月には、食育基本法が施行され、さらに平成21年4月に学校給食法が食育の観点から一部改正がされ、学校給食を活用した食育の充実が新たに定められた。

については、こうした法改正に伴う学校給食施設の改善のための新增築を行うにあたり、国の学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定にあたる工事費等の対象範囲を拡大するよう国へ働きかけること。

ウ 学校施設環境改善交付金による安定的な財政支援

学校施設環境改善交付金については、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針等に基づき、小中学校等の耐震補強や大規模改修をはじめ、施設の「質的整備」等、補助対象が幅広く設けられていることから、これまでも各自治体において有効に活用を図ってきた。

しかしながら、昨今、当交付金は、施設整備基本方針において最重要課題とされている「耐震性の確保」に係る経費については、概ね配分されているものの、空調機設置など施設の「質的整備」に係る経費については、交付金の割落としや不採択とされるなどの状況もあることから、交付要綱上交付対象とされている全ての項目において確実に予算を確保されるとともに、各自治体における安全で快適な学習環境の整備促進が円滑に図られるよう、安定的な財政支援を要望する。

13 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進

東京オリンピック・パラリンピック等の開催は、スポーツを通じた国際平和への貢献活動を世界に示す契機であるとともに地域においては経済の活性化や様々な人的・文化的な交流活動を生み出すことが期待される。

このことから、東京オリンピック・パラリンピック等の成功は、地域の活力を取り戻し、大きな国益につながる施策であるため、国は地方と協力しながら、必要な措置を講ずるよう、次の事項について国へ要望すること。

(1) 社会基盤整備への支援

ア 競技開催等に伴う関係自治体への支援

オリンピック・パラリンピック等の開催等に伴い、関係する自治体においては多数の来訪者が想定されることから、来訪者に対し安全・安心な環境を提供できるよう、インフラ等の社会基盤整備に必要な財政支援を講ずること。

イ 訪日観光客対策への支援

訪日観光客の増加が想定され、更なるおもてなしの向上に向け、公共施設、商業施設、道路等における多言語表示化や無料公衆無線LANの整備、外国語でコミュニケーションが図れる人材の育成など、ソフト・ハード両面での支援制度の充実を図ること。

また、公共交通事業者における外国人観光客の利用促進に向けた取組みに対する支援を行うこと。

ウ バリアフリー化への対応

障害者や高齢者など誰もが安心かつ快適にスポーツを楽しむことが出来るよう、スポーツ施設のバリアフリー化や老朽化による施設更新等に対する支援によるスポーツ環境の向上に向けた支援の充実・強化を図られたい。

(2) ホストタウン構想に基づく相手国との交流活動への支援強化

ホストタウン構想に登録された自治体が実施するスポーツや文化等を通じた国際交流活動に伴う事業経費への継続した財政支援を講ずること。

(3) 事前合宿誘致への支援

事前合宿の取組を円滑に進めることができるよう、国から地域への積極的な情報提供を行うとともに、受入対応への支援を図られたい。

(4) テロ等治安対策の強化

開催に合わせて多くの訪日観光客が見込まれることから、テロなどの脅威から来訪者及び地域を守れるよう十分な治安対策を講ずるとともに、そのための警察の体制等を強化すること。

(5) 感染症対策の強化

世界各国からの訪日外国人の増加により、日本国内で発生しない感染症が持ち込まれる可能性が高まることから、検疫等水際対策の強化を図ること。

(6) 地方の人材や特産品等の活用促進

競技開催等に伴い関係する自治体では、国内外からの多数の関係者や観光客等が訪れることから、関係自治体の雇用促進や特産品等の活用支援を図るなど、地域の活力の創出につながる取組みを実施すること。

また、県内では、江の島でのセーリング競技の開催が決定するなど、またとない機会を最大限活用し、県内全体で機運を高め、経済のエンジンを回していくことが重要であるため、次の事項について県として主体的に取り組むよう要望する。

(7) 県内情報発信の強化

県において県内外で行うイベント等の機会を活かし、県及び県内自治体の魅力を積極的にPRすること。

(8) 自治体間の連絡調整体制の強化

自治体間で取り組む事前キャンプ誘致に係る事務や環境整備などについて、各自治体の規模等に左右されず、統一的な対応が図れるよう、関係自治体との連絡体制を強化すること。

Ⅲ 地 域 要 望

Ⅲ 地域要望

1 三浦半島地域要望

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成 16 年 2 月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考えを示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成 18 年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

(2) 逗葉新道の通行料金の無料化及び県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの早期延伸について（葉山町）

県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）が平成 16 年に開通して以来、地域の利便性向上や活性化に繋がっている一方、周辺道路の渋滞や、住宅街への車両の流入など新たな問題も発生している。

こうした中、葉山町商工会が南郷地区に「ショッピングプラザ HAYAMASTATION」を本年 9 月の開業に向け建設中である。

それにより県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞や南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅地を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加することが予想されることから、三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、早期延伸を実現すること。

また、逗葉新道の通行料無料化については維持管理の方法等における課題はあることは認識しているが、地域住民の生活に必要不可欠な路線であることや、三浦半島を訪れる人の利便性向上の観点から、早期に通行料を無料化することを要望する。

(3) 海岸保全施設整備の推進について（葉山町）

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に平成 21 年 10 月の台風 18 号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定した。現在、既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事に着手している。

今後も住宅地の越波被害対策のため、引き続き、海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

(4) 三浦半島全域を観光地として一体的に PR するための支援について（葉山町）

三浦半島の 4 市 1 町（横須賀市・葉山町・鎌倉市・逗子市・三浦市）は、各市町の首長による『三浦半島サミット』を通じ、平成 26 年度から三浦半島全体で連携して観光 PR を進めることとしている。

県は 4 市 1 町と連携を図り、平成 27 年度に『三浦半島魅力最大化プロジェクト』を策定したところである。三浦半島全体の海・食・自然といった地域資源を活かした観光事業を一体的に PR するこのプロジェクトの取り組みが着実に推進できるよう、引き続きの効果的な支援を要望する。

(5) 快適に利用できる道路整備への財源確保について（葉山町）

三浦半島地域では、4 市 1 町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき、平成 28 年 4 月から三浦半島観光連絡協議会が「三浦半島サイクルスタンプラリー」を行うなど、自転車を利用した様々な観光振興に関する取り組みが展開されている。

こうした取り組みを推進するため、既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

2 湘南地域要望

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりを目指し地元合意形成に向けた取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っているところである。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は期成同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定したときからの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、期成同盟会において目標に掲げている「リニア中央新幹線の品川～名古屋間開業を見据えた新駅実現」は困難な見通しであり、県担当課との協議調整を重ねているが、抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず、県央湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場から、さらなる財政的支援や事業の組み立て方など現実的な事業スキームにおいて、引き続き、ご尽力、ご指導いただくとともに、新駅を要望する地元自治体でありながら期成同盟会の中でも極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、負担割合算定に特段のご配慮をくださるよう、併せて要望する。

(2) 田端西地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

さがみ縦貫道路寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区は、新たな町の産業集積拠点として、大変、大きなポテンシャルを持った地区である。また、平成 25 年 2 月には、さがみ縦貫道路沿線地域等が「さがみロボット産業特区」に指定され、平成 27 年 3 月には全線開通となったことから、さらなる発展が期待されているところである。

現在、町では平成 24 年 11 月に設立された『土地区画整理組合設立準備会』と共同し、合意形成を図るための各種勉強会の開催や地権者との意見交換を行っている。

また、インターチェンジ周辺という立地条件を生かしたまちづくりの実現に向け、詳細な検討を行うための専門部会を設置するなど、精力的に取り組みを進めているところである。

しかしながら、まちづくりの実現に向けては、本町では「組合土地区画整理事業」の実績がないことから、人的、技術的な課題、企業誘致や財源確保等の問題など、数多くの課題が存在している。

については、県におかれましても、地元の状況等をご理解いただき、事業費に対する財源措置や、企業誘致の斡旋など、まちづくりの実現について必要不可欠な支援をしていただくよう要望する。

(3) 都市計画道路 3・3・3 宮山線（（仮称）湘南台寒川線）の整備促進について（寒川町）

都市計画道路 3・3・3 宮山線（（仮称）湘南台寒川線）は、寒川町北部地域と藤沢市湘南台方面とを結ぶ東西交流幹線道路として、県の「改定・かながわのみちづくり計画」に位置づけられており、また、さがみ縦貫道路へのアクセス道路として重要な役割を果たす道路でもあり、さらに、東海道新幹線新駅誘致と連動して進めるツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路でもある。

当該道路のルートについては、これまで県・市・町間で様々な協議を重ね、県のご協力をいただきながら、寒川町域は 3・3・3 号宮山線、藤沢市域は 3・3・9 号遠藤宮原線として平成 24 年度末に都市計画決定され、ルートが確定したところである。

また、平成 27 年度は、事業着手に向けた路線測量や概略設計が実施された。

当該道路は、さがみ縦貫道路寒川北インターチェンジへのアクセス機能を持つ広域的な幹線道路であることから、県においては、引き続き、早期の事業化に向けご尽力いただくとともに、その後の事業においても早期供用に向け、着実に事業費を確保しながら進めるよう要望する。

(4) 一級目久尻川における雨水対策について（寒川町）

本町内を流れる一級河川目久尻川では、河川整備は既に終了しているものの、台風等大雨の際には、本町が同河川の最下流部にあることから、上流部で流れ込んだ雨水排水等の影響により町内河川の水位が急激に上昇してしまい、排水処理機能が停止するという地理的要因が存在する。

本町においても下水道計画の見直し作業を進めているところであるが、災害に備えるためにも早急な対応が必要であることから、神奈川県においては、水位の急激な上昇を抑えるため、河床の浚渫や低水敷樹木の伐採、草刈り等を実施し、河川の流量を確保するなど、浸水被害予防の対策を講ずるよう要望する。

(5) 旧相模海軍工廠地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

旧相模海軍工廠地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施している。

当地内からは、平成 14 年 9 月に危険物が発見されて以来、これまでも多数が発見されている。しかしながら、町では、これまでの国の対応状況から、最初の危険物発見から 10 年以上が経過し、危険の認知度が低下しているのではないかと認識をしている。

平成 25 年度においては、危険物の発見があったにもかかわらず、それが危険物であるという認知が遅れ、土地改変工事における工期の遅延やそれに関わる費用面での影響も出ている状況である。

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持って対応すべきと考えるので、次の措置を講ずるよう国への働きかけを要望する。

ア 掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。

また、毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害などの補償も、国が行うこと。

イ 毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を、国の責任において確立すること。

(6) 神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の福祉事務所機能について（寒川町）

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所については、現在、茅ヶ崎市において平成 29 年 4 月からの保健所政令市移行に向けて準備を進めるとともに、茅ヶ崎市保健所の開設を目指し取り組みを進めているところである。

現在、町の福祉事務所業務については県の所管となっており、生活保護の相談や申請等で町民が福祉事務所を訪れる件数は年間約 1000 件で、その大半が自転車を交通手段としている状況である。今後の事務所移転の方向性により、町民の利便性に多大な影響を及ぼすことが想定されるので、寒川町の保健福祉事務所機能の方向性の決定については、当町の住民の利便性の低下等を招くものにならないよう、当町の意見等を十分考慮したうえで、慎重な判断をされるよう強く要望する。

(7) 神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の保健所機能について（寒川町）

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所については、現在、茅ヶ崎市において平成 29 年 4 月からの保健所政令市移行に向けて準備を進めるとともに、茅ヶ崎市保健所の開設を目指し取り組みを進めているところである。

本町における保健所業務については、神奈川県在所管となっているが、平成 27 年 12 月に神奈川県と茅ヶ崎市において寒川町域の保健所業務委託などの基本的な合意事項をまとめた「茅ヶ崎市の保健所政令市移行に関する覚書」を締結している。

については、本町の事務が県から茅ヶ崎市へ委託されることにより、町民へ提供されるサービスの低下や利便性の低下等を招くものにならないよう、引き続き、迅速な情報提供など連携を密にして頂くように強く要望する。

(8) 西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時には護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。これは、消波機能として重要な役割を果たす砂浜が、海岸侵食により減少していることが大きな要因でもあり、砂浜回復に向けた国直轄事業を施行していただいているところである。

しかし、砂浜の回復には長期間を要するため、沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要があるため、西湘バイパスの管理者に防潮扉設置の要望書を提出するとともに、高潮、波浪警報時に海岸に降りないように、海岸の出入り口に扉型のフェンスを設置するなど安全確保に努めているので、大磯・二宮両町にある西湘バイパス地下道の海岸出入口部分への開閉式防潮扉の設置について、早急に対応するよう国に働きかけていただきたく要望する。

(9) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川の清流復活を目的に、3町で平成14年に「葛川サミット」を設立し、これまで啓発活動をはじめ様々な活動を行ってきた。また、これらの活動と並行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力した取組みを行っているところである。

昨今の下水道整備やボランティアによる清掃活動など、葛川の水質は改善傾向にあるが、葛川と不動川の合流点付近から上流部においては、未だ護岸が未整備の区間がある。

県管理河川は、平成22年3月に策定された「かながわの川づくり計画」に位置付けられ、概ね30年間で50ミリの雨にも安全な河川となるように整備が進められているところであるが、近年の異常気象により、一時的に雨量が多くなり、50ミリの雨では許容できない現状となり、流域河川が狭小あるいは未整備であるため、浸水被害が発生している。

強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水を防ぐため、河口部の流路確保のための護岸や導流堤などの対策を講じるとともに、3町を流れる葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、歩行空間に加え自転車でも通行できるような護岸整備を併せて要望する。

(10) 大磯港の再整備について（大磯町）

大磯港の再整備は、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けて取り組んでいる。

また、新たな観光の核づくり事業においても、大磯港は、産業・地域振興などの

活性化を図る重要な拠点の一つとなり、「賑わい・交流ゾーン」は、産業や観光の観点からも特に賑わいを創出できる重要なゾーンである。

町は「大磯港活性化整備計画」に基づき、「賑わい交流施設」の整備を計画している。

本計画は、平成 19 年 10 月に策定され、平成 29 年度が目標年次とされているため、ビジターバースなどの本計画の改訂を要望する。

また、町では、「新たな観光の核づくり基本計画」において、「歴史」「景観」「健康」「食文化」を組み合わせることで他の地域にはない魅力を創り出し、何度も訪れたい、住みたいと思う日本一の保養地を創造することを大きな目標と定め、この目標を達成するための事業の一つとして「大磯港賑わい交流施設の整備」を位置付けており、その事業内容として国土交通省の制度である「みなとオアシス」としての認定、登録を目指している。

「みなとオアシス」登録の要件となる、「情報提供（観光案内機能を含む）」「広場などの交流スペース」「トイレや休憩所などの便益機能」に加え、大磯港が大規模地震発生時の緊急物資受入港に位置付けられていることから、防災備蓄品の保管や避難者を受け入れた際の対応などの一部を港湾管理事務所に、また、津波等に備え、臨港道路の一部を避難経路として担っていくことができるような事業推進について町と協働した取組を要望する。

併せて、骨材事業者が使用する岸壁からの根本的な飛砂防止対策についても要望する。

(11) 大磯海岸防潮堤の津波対策について（大磯町）

金目川から大磯港までの防潮堤は、昭和元年に築造され、昭和 47 年からは改修工事が行われ、平成 17、18 年度には神奈川県が耐震補強工事を行い現在に至っている。

現在の防潮堤は、津波や高潮を想定し、港湾部で約 8.5m、海岸部で約 8m の整備がなされ、改修工事や耐震対策工事が行われてはいるものの、築造されてから約 86 年が経過しており、構造物として津波の威力や衝撃力に耐えられるものか否か不安である。そのため、県においては、想定する津波の威力に対し、防潮堤が耐えられるか等の強度調査方法の確立を早急に国に対し示すよう要望するとともに、県独自の調査方法などにより必要な対策を講じていただくことを要望する。

また、港湾区域に設置されている 12 箇所の防潮堤門扉の内、大型の 3 門扉のみ電動化されているが、平成 27 年 3 月に神奈川県が発表した津波浸水予測図では、短時間で津波の第 1 波が襲来することが予測されている。そのため、昼夜を問わず災害時に防潮堤門扉を迅速かつ確実に閉鎖するための遠隔操作装置及び監視カメラ等の設置や、小規模な門扉について、常時閉鎖が可能となるよう併設階段の整備等の措置を講じるよう要望する。

(12) 自立支援医療（精神通院医療）の更新期間の見直しについて（大磯町）

障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の受給者証の有効期限は、現在１年間で毎年更新手続が必要となっている。更新手続では、月額自己負担上限額の見直し、病状確認のため隔年で診断書の添付が必要となっている。

精神疾患等で自立支援医療（精神通院医療）を利用している方の所得状況等に大幅な変化は少なく、月額自己負担上限額が変更になる利用者は全体数から比べ極めて少ないのが実情である一方、制度利用者は毎年増え続け、更新手続等に伴う事務量も増え続けており、市町村の当該事業に係る事務量は相当なものとなっている。

そのため、更新手続を現在の１年から診断書の添付に合わせ２年にすることにより、対象者が毎年窓口で手続する負担及び市町村の事務量等の両面において軽減を図ることができるため、更新期間の変更について国へ働きかけるよう要望する。

(13) 災害発生時における西湘バイパス大磯港オフランプの閉鎖自動化について（大磯町）

大磯港には１２箇所防潮堤門扉（陸閘）が設置されており、その内２箇所は大磯港臨港道路上にあり、高波浪時や高潮、津波などの災害が発生する恐れがある場合、西湘バイパス大磯港オフランプの閉鎖措置に合わせ２箇所の防潮堤門扉を閉鎖している。

防潮堤門扉を閉鎖する際には、道路管理者と交通管理者が協力して行う必要があるが、西湘バイパスは自動車専用道路であることから、町、県、地元警察署だけではなく、国土交通省や神奈川県警察交通機動隊など、多くの関係機関と閉鎖手続のための連絡調整等を行わなければならない、門扉閉鎖までに時間を要している状況である。

そのため、津波等の災害発生時にもスムーズに防潮堤門扉を閉鎖できるようにするため、西湘バイパス大磯港オフランプへ電光表示板や信号機、電動ゲートなど通行止めの自動化設備の設置を要望する。

(14) 障害者福祉サービスの報酬にかかる地域区分の設定について（大磯町）

障害福祉における障害福祉サービスに対する事業者への報酬の地域区分について、現在、近隣市町との間において生活圏が同じ範囲であるが、地域区分が違い、報酬額に差が生じている。

これにより、障害福祉サービス事業者の安定した運営に影響が生じていることから、地域区分の決定は、現在の市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなど、広域の設定とし、障害福祉サービスに格差が生じないよう、地域の実情に十分

に配慮することについて国に働きかけることを要望する。

(15) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の護岸等の破損が顕著な箇所が生じている。

砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の早期整備を要望する。

(16) 県及び県関連施設の下水道への早期接続について（二宮町）

下水道供用開始区域内にある県及び県関連施設において、いまだに下水道に接続されていない施設がある。

町では、下水道経営の基盤強化のため、未接続の町民に下水道への接続を強く依頼していることから、県及び県関連施設においても、町条例及び下水道法に基づき速やかな接続を要望する。

(17) 地震計の設置場所について（二宮町）

平成 27 年 5 月 30 日に発生した小笠原諸島沖を震源とした地震において、二宮町では震度 5 強を観測し、近隣市町の震度より高い数値であった。この地震は震源が深く、特殊性を持った地震であったことは承知している。

二宮町の地震計は二宮町消防署に県が設置しているが、地震後に気象庁が機器や設置場所を調査した結果、問題ないとの回答であった。

先日、発生した熊本地震などの大規模地震が想定される近年では、正確な情報伝達は、住民の安心・安全に直接的に影響を与えることから、他地域との震度の差などの状況をみながら、町民の実感・体感する揺れと実際の震度にずれが生じている現在の設置場所からの移設などを含め、引き続き検討を要望する。

(18) 神奈川県県営団地再生計画の推進について（二宮町）

二宮町内には昭和 40 年代に整備された県営団地が 2 カ所に存在しているが、一定期間が経過した近年では、老朽化や耐震改修未実施などから、空家が目立つようになってきている。

二宮町百合が丘には昭和 40 年代から 50 年代にかけて大規模な宅地造成がされた住宅団地があり、分譲住宅と神奈川県住宅供給公社所有の集合団地、県営団地が一体となって住宅地を形成している。

町では、地方創生を推進するため、「安心して住み続けられる地域再生事業」として、一色小学校区地域再生協議会を設置し、地域住民を中心とし、地域の活性化を図り、新たな付加価値や魅力を創出し、安心して住み続けられるまちづくりを推進しているところである。

一方、神奈川県住宅供給公社は、本年 4 月に団地再生計画を公表し、平成 36

年度までに耐震改修やコンパクト化による再編に着手したところである。

県においても、神奈川県県営団地再生計画を平成 27 年 3 月に策定し、県営住宅の再生に向けて取り組みをはじめたところであるが、百合が丘地域では地域住民が主体的に地域コミュニティによるまちづくりを進めていることから、地域再生協議会が実施する地域活性に資する事業にともに取り組んでいただくとともに、老朽化が著しく、高齢化率も高い県営二宮団地の再整備について町及び神奈川県住宅供給公社の計画に遅れることなく、早期に実現するよう要望する。

3 足柄上地域要望

(1) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（足柄上郡）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道 255 号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

「足柄紫水大橋（酒匂川 2 号橋）」については、平成 26 年 3 月に供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られたところである。

また併せて、平成 26 年度には、県道 711 号（小田原松田）から国道 255 号までの区間の測量調査、平成 27 年度には道路設計が実施され、整備に向けての取り組みが行われている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されるので、県道 711 号から国道 255 号までの区間の早期建設を要望する。

(2) 東名高速道路の跨道橋等における点検、補修、耐震対策の国の支援について（足柄上郡）

足柄上地域を通過する東名高速道路は、その建設時において南北に分断された町道、農道、人道の機能復旧として跨道橋が架設され完成後、市町村に移管された経過がある。その跨道橋も開通から 47 年の歳月を経て、安全・安心に対する老朽化対策が喫緊の大きな課題となっている。

そのような中、国では、道路、橋、トンネルなどで点検を適正に行うために、必要な知識及び技能を有する者が近接目視により 5 年に 1 回の頻度で点検を行うこととする省令及び告示が平成 26 年 7 月 1 日に施行された。

しかし、財政力の乏しい町においては、必要な知識・技能を有する者による点検の実施や、点検結果に基づく大規模修繕、耐震対策などを自主財源で対応するのは非常に厳しい状況である。

このような状況を踏まえ、県においては、国及び中日本高速道路株式会社に対して、国策である東名高速道路を跨ぐ跨道橋の維持管理に係る以下の 3 点について、働きかけることを要望する。

ア 神奈川県道路メンテナンス会議の継続及び充実

イ 跨道橋の点検受託等、技術的助言、地方公共団体向け研修の充実

ウ 点検業務から大規模修繕、耐震対策までを対象とした現行補助制度における補助額の増と農林道等を対象とした新たな補助制度の創設

(3) 県道 711 号（小田原松田）の信号機増設について（足柄上郡）

県道 711 号（小田原松田）の大井町区間における信号機については、平成 26 年

3月の足柄紫水大橋の開通とともに、新たに2箇所の信号機が設置され、信号機未設置箇所は、要望箇所7交差点のうち、現在、仮設中央分離帯が設けられている町道350号線との交差箇所の1箇所のみとなった。

一方、小田原区間においては、4車線部分全線の供用開始を見据え、3箇所に信号機が新設された。

しかしながら、大井町区間においては4車線供用しているにも関わらず、開かずの交差点となっており、全区間をとおしてみても、信号機未設置箇所は、大井町の1箇所のみとなっている状況にある。

当該交差点の取付け町道の拡幅改良工事も完了しており、新たに小田原区間へ信号機が設置されたことから、交差点の閉鎖解除や安全対策への地域住民の意識は、益々高まっている。

については、こうした状況を考慮いただき、地域住民の交通安全の確保や各施設へのアクセス向上を図るため、早期の信号機設置を要望する。

(4) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化について（足柄上郡）

県立足柄上病院は、足柄上地域における中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

県内でも高齢化の先行する足柄上地域において、複数疾患を抱える高齢者の医療ニーズや関係機関との医療介護連携の推進、災害時の対応を考えると、総合診療科を持つ同病院が果たすべき役割はますます大きくなっているものとする。

また、足柄上地域は、分娩可能な医療機関や入院病床を有する小児科の医療機関が非常に少ない地域であることから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためには、地域における中核的な総合医療機関における周産期医療体制及び小児医療体制の充実が不可欠であるとする。

しかしながら、県では平成27年度以降、同病院に対する運営費負担金を大幅に削減しており、今後の安定的な運営が憂慮される状況である。

そこで、今後とも県立足柄上病院が地域住民の医療ニーズに対応して、質の高い医療サービスを安定的、継続的に提供することができるよう、県としても医療体制の充実強化を図られるよう要望する。

(5) 道路法による道路以外の橋梁に係る維持・管理費の支援について（中井町・山北町）

町内には、高速道路や県道の整備等に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され、現在では町に移管されている。

しかし、この跨道橋は認定外道路のため、インフラ老朽化対策を基幹事業としている防災・安全交付金の補助対象外となっている。

については、高速道路や県道を跨ぐ橋梁（認定外道路）の老朽化対策が交付金の対

象事業となるよう財政支援の拡充を国へ働きかけるよう要望するとともに、神奈川県道路メンテナンス会議の専門部会で検討している高速道路会社に点検などをまとめて委託する内容について、県独自の財政支援を創設するよう要望する。

(6) 酒匂川左岸道路の延伸について（松田町・山北町）

国道 255 号及び 246 号の慢性的な交通渋滞を解消するために計画された酒匂川左岸道路は、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋迄の区間においては、既に県にて整備した河川管理用通路を活用して道路整備する計画でいる。

そうした中で、山北町分においては、平成 27 年度より社会資本整備総合交付金を用いて整備を開始しているが、事業を進める上で河川管理者として技術支援及び許認可手続きに対する特段の配慮を要望する。

(7) 役場周辺地区まちづくりの整備促進について（中井町）

長期にわたり開通を待ち望んだ比奈窪バイパスが昨年開通し、本町にとって、役場周辺は、より一層、将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う地域として期待されている。

役場周辺は、保健福祉センター、農村環境改善センター、中井中央公園など公共公益施設の集まる地区であり、中井町都市マスタープランでは町の中心拠点として、また、県の都市マスタープランにおいても「行政、業務機能に加え、居住機能、商業機能など複合的な都市機能の集積」を図る地域拠点として位置付けられている。

この役場周辺を町の中心拠点として形成することを目標に、生涯学習センター、バスターミナル、商業施設などの計画的な集積を図るとともに、定住人口増加に向けた新規住宅地の整備を目指していきたいと考えている。

については、この地域を中心拠点として整備する必要性・重要性をご理解いただき、地域の拠点形成のためには、市街化調整区域においても商業施設等の建設が可能な基準の創設など必要不可欠な支援を要望する。

(8) 災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められているが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく、大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所土地の権利者等の調査段階であるが、町では地元住民の協力を取り付けており、交通安全の観点から、拡幅改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結(平成14年度)を行い、利便性向上における県と町との役割を明確にしているが、現状の林道は、狭隘(最小幅員3.6m)且つ急なカーブが続き、見通しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線であることから、覚書締結後、十数年の歳月が過ぎる中、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を多数聞いている。

については、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう整備を要望するとともに、覚書の内容を含めた変更協議を検討頂き、移管に向けた新たな取り組みについての調整を要望する。

(9) 小田急新松田駅周辺地域の整備計画策定等に係る支援について(松田町)

本町の中央に位置するJR御殿場線松田駅と通勤通学者を中心に1日平均約2万5千人もの乗客が乗降する小田急線新松田駅は、県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、神奈川県“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所である。

両駅周辺地域の現況は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題である。

特に、新松田駅北口周辺は「町の表玄関」として、両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシー車両のほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で、駅を利用する近隣町民からも多くの整備要望の声が寄せられている。

松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業といった北口周辺の整備は、町にとっても永年の課題であり、平成23年度からスタートした第5次総合計画の重点施策として「新松田駅北口周辺整備の検討」を掲げ、25年度より周辺調査を実施し、更には、平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、「駅前広場や新松田駅北口だけではなく、新松田駅南口も含めた一体的な地域の拠点として位置付けた駅周辺地域のまちづくり及び交通安全対策」を協議しており、基本方針・基本構想の策定を進めている。

しかし、財政力に乏しい町予算(一般会計40億円弱)では、この新松田駅周辺地域の駅前広場(ハード)整備は実現困難な状況である。

については、県西地域の活性化に向け、当該地域の交通の結節点であると同時に“北の玄関口”でもある「小田急線新松田駅」について、現在、県において整備を進めている県道711号改良事業と併せた「新松田駅北口・南口駅前広場整備を含めた駅周辺地域の整備」における多様な支援を要望する。

(10) 森林資源の調査・利活用及び有害鳥獣対策について（松田町）

当町域の北部は西丹沢山系に囲まれ、総面積の37.75km²のうち、94%が山間部であり、森林資源に恵まれている。その森林は、土砂災害や洪水を防止し、水や空気を育むとともに地球温暖化の防止や、再生産可能な資源である木材を供給し地域経済にも貢献するなど、多面的な機能を有する大切な財産・資源である。

しかし、山には間伐が未実施、又は、間伐した木が搬出されずにそのまま放置された森林が多く見受けられ、その機能が十分に発揮されておらず、林業の採算性の悪化等による担い手の減少が、森林の荒廃をより進行させ、有害鳥獣の被害も増加している。

については、森林資源を有効に活用するため、当町はもとより県西地域のみならず全県を視野に入れた中で、将来の大切な社会資本である森林を有効活用できるよう下記の事項を要望する。

- ア 間伐材(A～C材)の供給量調査
- イ 林業の担い手育成
- ウ 間伐材搬出促進事業補助制度の拡充
- エ 県産木材の消費拡大

また、有害鳥獣対策については、町猟友会を中心とした駆除対策を推進していますが、会員数の減少及び高齢化に伴い、捕獲数が伸びていない。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の逡減に向け、以下の事項を要望する。

- ア 管理捕獲目標数の着実な達成
- イ 市町村事業推進交付金の所要額確保及び全額補助化
- ウ 狩猟資格免許不要で自己所有地内に使用可能な「捕獲用囲いわな」の設置促進及び普及啓発

(11) 県西地域活性化方策について（松田町）

一昨年5月に日本創成会議が発表した2040年までに消滅の可能性がある都市として、当町も位置付けられ、町ではより一層の定住化促進策等を推進している。

一方、県では県西地域活性化プロジェクトを立ち上げ、「未病を改善する」をテーマに、本地域の魅力を県内外に発信する取り組みに尽力しているが、更なる地域活性化のため、以下の事項を要望する。

- ア 定住化促進施策について
 - (ア) 県内人口減少地域の町が実施する定住促進策に対する一括交付金制度等を創設すること。
 - (イ) 県勢の持続的な発展のため、全県単位での人口の自然増加を誘発する施策（子育て環境の充実・企業立地等）の推進に努めること。

イ 自治基盤強化総合補助金について

- (ア) 従前の「市町村振興メニュー事業補助金」で設定されていた財政規模等による条項が撤廃され、補助率が大幅に圧縮(1/2から1/3)されており、補助率の拡大をすること。また、本補助金の下限事業費(ハード事業900万円・ソフト事業300万円)の設定は、町でのきめ細かい施策展開への阻害要因であることから、下限の要件緩和を図ること。
- (イ) 本補助金の広域連携事業は「権限移譲型」と「固有型」の二種とされ、県からの権限移譲や町の行政改革を前提とした事業が対象となり、補助率1/2で措置されている。他方、広域的な観光資源の整備(回遊路等)については、別事業(回遊ルート整備事業)として措置され、観光スポットのネットワーク強化等のように、広域波及効果や交流人口の増大に寄与する事業であっても補助率1/3であるため、補助率1/2への拡大を要望する。また、地域における諸課題を解決するため設定されている圏域特例事業(補助率1/3)においても、補助率の1/2での支援を要望する。

(12) 水源環境負荷軽減の取組強化について(松田町)

第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、県内ダム集水域における公共下水道及び高度処理型合併処理浄化槽の整備促進について事業化されている。

しかし、町面積37.75km²のうち94%を森林が占め、また、約529haの広大な「やどりき水源林」を有する当町は、ダム集水域とはされておらず、対象地域とはされていない。

一方で、酒匂川上流の中津川源流域にある「やどりき水源林」は、県民の方々の水源の森林づくりを体験の場として利用されるだけではなく、これら豊かな森林地域により育まれた「水」は、飯泉取水堰より県内都市部へ上水道として供給利用されおり、県西地域の清らかな水源の保全・再生及び森林の持つ水源かん養や河川流域の水質保全といった面からも、現行の「ダム集水域のみ」ではなく、寄地区のような水源林地域も対象に含めることで、その効果は一層発揮されるものと考ええる。

については、公共下水道、合併処理浄化槽の整備促進区域について、次期5か年計画策定の際には、現行のダム集水域だけではなく、その周辺に位置する「森林エリア」、ことに自然環境の保全が重要として設定されている「寄自然環境保全地域」まで対象を拡大し、未整備である寄地区の浄化槽(約600基)について、整備が促進されるよう予算措置の拡充を要望する。

(13) 林道秦野峠線について(松田町・山北町)

神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～(平成24年4月)では、災害時の集落の孤立を防ぐため、防災上の林道の役割として緊急避難路や迂回路になる農道・林道の安全確保に努めるとしている。

現在、林道秦野峠線は一般車両の通行が規制されているが、この林道は松田町寄地区から山北町玄倉地区を結ぶ唯一の路線になっている。

両町では県道を幹線として、その周辺に集落が点在していることから、仮に県道 76 号山北藤野線や県道 710 号神縄神山線において、災害が発生した場合、山間部に位置する両集落では孤立被害を受けることが想定されるが、林道秦野峠線を利用することで、各集落や丹沢湖などを訪れる観光客の孤立化の回避と、緊急輸送路、緊急避難路の役割を果たすことになる。

については、いつ、どのような形で発生するか分からない災害等に適切に対応すべく、林道の安全確保を図ることはもとより、災害時における緊急輸送路や緊急避難路、イベント開催日等の交通渋滞解消に向けた迂回路としての利用が図れるよう、林道通行に係る規制の緩和について特段の配慮と検討を要望する。

(14) 新東名高速道路（仮称）山北スマート I C 整備事業の推進に係る財政支援について（山北町）

新東名高速道路（仮称）山北スマート I C については、県を始めとする関係各位の支援、協力により、平成 26 年 8 月に国の連結許可を受け、平成 32 年度の完成を目指し詳細設計等の事業に取り組んでいる。

当町では、昨年度の詳細設計の結果を基に事業用地の精査等を行い、建設工事に着手するわけであるが、今後、この事業を進めるにあたっては多額の費用負担が見込まれている。

平成 28 年度要望の回答において、県からコスト削減策の提案や国の社会資本整備総合交付金の確保に向けた支援の約束をいただいたところであるが、当町の規模で本事業を支えていくためには安定した財政運営が必要不可欠である。

本事業については、「県西地域活性化プロジェクト」にも位置付けられていることから、補助金等の財政的な支援を強く要望する。

(15) 都市計画道路山北開成小田原線への信号機の設置（開成町）

平成 26 年 6 月に一部区間が開通した都市計画道路山北開成小田原線は、町の南北を結ぶ大動脈として機能しており、開成町牛島地内において、交通量の非常に多い町道と交差しているが、当該交差点には信号機が設置されていない。

交差する町道は、江戸時代に矢倉沢往還として発達した主要街道であり、現在も小田急線開成駅を利用する地域住民が頻繁に通勤・通学などに利用することから、本町はその整備に努めているところである。

当該交差点では、既に交通事故も発生しており、周辺には幼稚園や小学校、医療機関が立地していることから、県道開通による交通環境の変化に対し、歩行者の横断時や町道を走行する車等の交通安全対策に万全を期す必要がある。

また、近接する開成町南部地区では土地区画整理事業が完了したことを受けて今

後更なる交通量の増加が見込まれている。

当該交差点は、町道の整備が進むことによって、さらに人や車が集中し、交通の要衝化が進むことから、園児・児童、地域住民の安全を確保することは喫緊の課題であるため、信号機の設置を要望する。

(16) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

昭和 60 年 3 月の小田急線開成駅の開業以来、開成駅周辺地域では、戸建て住宅やマンションの建設が進み、人口増加が続いている。

人口増加に伴い、スーパーや金融機関が新たに立地するとともに、平成 22 年 4 月には周辺地域の児童が通学する開成南小学校が開校している。

昨年には、平成 19 年から取り組んできた施工区域面積約 26ha の開成町南部地区土地区画整理事業が完了した。

町が行った人口推計では今後 10 年間で約 2500 人の人口増加が見込まれており、流入人口が更に増加する状況にある。

また、昨年、都市計画道路山北開成小田原線の一部区間及び足柄紫水大橋が開通し、開成駅のアクセス性が飛躍的に向上し、駅周辺の交通環境は激変している。

このような人口及び駅利用者の増加に対し、町では平成 8 年 12 月に、警察官が立ち寄れる神奈川県警察松田警察署開成駅前連絡所を設置した。

平成 15 年度からは民間ボランティア団体「開成駅前連絡所ボランティア安全サポーター」が、自主的に駅周辺のパトロール等を行っているが、住民レベルの活動には限界があり、犯罪への対処を望むことはできない。

地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、早急に開成駅前に交番を設置することを要望する。

(17) 県道 720 号（怒田開成小田原）の南足柄市境から新延沢交差点までの間の歩道整備（開成町）

県道 720 号（怒田開成小田原）のうち、南足柄市境からあしがり郷瀬戸屋敷を通り新延沢交差点までの未整備区間（金井島地域及び延沢地域の 2 区間）については、歩行者と車両が混在し、また、車道幅員が狭小の箇所や見通しの悪い箇所があり、歩行者や車両の通行に危険な状況となっていることから、歩道整備を要望する。

なお、未整備区間のうち、平成 25 年度に地元説明会を開催している延沢地域の区間を優先的に実施することを要望する。

4 足柄下地域要望

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1 ha 以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を 3000 m²以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成 21 年 3 月 31 日をもって「1 ha 未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されている。仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

(2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について（真鶴町・湯河原町）

国道 135 号の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望している。平成 15 年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をして、山側バイパスの整備は技術的に実現可能であるとの報告を受けており、また平成 26 年 1 月には「小田原真鶴道路建設促進協議会」において国関係機関へ要望活動を行ったところであり、引き続き路線検討を含め長期的対策の具体化を達成するため、事業化に向けてなお一層の検討を要望する。

(3) 国道 135 号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道 135 号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望する。

(4) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原 1 市 2 町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道

を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進し、県道 740 号が通行不可となった際、防災上の観点から目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

(5) 県立小田原養護学校の分校（分教室）の設置について（真鶴町・湯河原町）

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在 24 名いるが、姿勢保持が困難な児童・生徒にとってスクールバスによる遠距離通学による身体への負担は想像以上に厳しく、入校を断念せざるを得ない場合もあり、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっている。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分校（分教室）の設置についての保護者の要望も高まっており、早急な実現を要望する。

(6) 宮ノ下地区落石防止対策の推進について（箱根町）

宮ノ下地域は早川・蛇骨川と、浅間山との間の急峻な地域に市街地を形成している。このため、山林からの崩落や落石がたびたび発生しているが、近年は、宮ノ下字蛇骨の県有林地内からの落石により、市街地上部に位置する鉄道施設や敷設された温泉管を破損する事故も発生した。

については、地域住民の安全確保や災害の未然防止のため、定期的なパトロールを実施するとともに、落石防護壁の設置等の対策を推進するよう要望する。

(7) 小田原養護学校スクールバスの運行範囲延伸等について（箱根町）

現在、小田原養護学校スクールバスの箱根方面への運行範囲は湯本までとなっており、湯本より先（箱根町内）に居住する児童・生徒及びその保護者にとって、小田原養護学校への通学に係る負担は非常に大きく、本人及び家族の生活に支障をきたしていることから、通学負担軽減のため、運行範囲延伸（仙石原地区まで）を要望する。

(8) 大涌谷における火山対策について（箱根町）

大涌谷周辺については、現在もなお、火山性ガスへの警戒のため災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、立ち入りを規制しているが、元来、大涌谷周辺は、火山活動が身近で感じられるスポットとして、多くの観光客が来訪しており、駐車場待ちの車で付近の道路は、休日を中心に慢性的に渋滞している。

以上のことから、今後の大涌谷周辺の開放に向けては、平成 14 年に起こった土石流により通行止めとなった大涌谷園地自然研究路の往路を、歩行者が安全に通行できるよう整備し、一次避難場所への避難を容易にするとともに、（公財）神奈川県公園協会が管理している駐車場を 2 階建てにし、突発的な小規模噴火の際にはシ

ェルター施設として、また、車両での避難を安全に行うための渋滞緩和策となるよう施設整備を要望する。

(9) 真鶴港における津波対策の措置について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

沖防波堤については平成 28 年度に事業完了し、一定の対策がなされたが、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、未だ着手で、予定が示されていない。

よって港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべきものであることから、同施設の早期着工を要望する。

また、県の新たな津波浸水予測図では、以前の想定を超える津波が予想されていることから、これに基づいた県の早急な対応を要望する。

(10) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について（真鶴町）

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっている。また平成 21 年 2 月には、県指定天然記念物となった。

しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきた。

その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念される。このため、平成 19 年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止した。

ついでには、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒に対する十分な補助金額の確保を強く要望する。

また、国に対しても継続的な交付金確保に向けた働きかけを要望する。

(11) 岩海岸における避難路整備について（真鶴町）

岩海岸は、良質な砂場海岸として町民や夏場においては海水浴場として観光客に利用されているが、海岸から脇を通る町道への通路が急勾配で、十分な幅が確保されておらず、津波発生時の利用者避難路として十分な状態とはなっていない。

当海岸は岩漁港区域内に位置しているため、県の漁港整備の一環として、また、景観に配慮した町道までの避難路となるような通路の整備を要望する。

(12) 県産石材の活用について（真鶴町）

神奈川県西部地域、とりわけ小田原市から伊豆地方にかけては良質な安山岩が多く産出される地域であり、石材採掘・加工業が地場産業として発展してきた。

近年、安価な輸入石材の増加などによりその利用は減少傾向となり、地場産業に大きな影響を与えていることから、地域活性化のため、また、地場産業の振興を図るためにも県をはじめ公共施設等の建築資材として県産石材の活用をPRしていただくとともに、積極的な利用について要望する。

以前の要望では、PRを行っている旨回答をいただいているが、公共工事等への浸透は十分ではないと考える。引き続き、県事業での積極的な利用及び県産石材のPRを要望する。

(13) 県立真鶴半島自然公園の大規模改修について（真鶴町）

真鶴半島は、昭和 29 年 4 月に県立自然公園に指定され(138ha)、県内はもとより、県外からも多くの観光客が訪れており、安全かつ快適に自然公園を楽しんでいただくための施設整備が急務となっている。

町では、魚付保安林に指定されていることから、松くい虫対策等森林の保護に努めている。

健康志向の高まりにより、ウォーキング等の利用者が多くなるなか、環境調和型ガードレールの設置・遊歩道ぬかるみ・転倒防止のための自然木によるステップ設置、ウッドチップの敷設・休憩所・木製ベンチの設置等の要望も多くあるが、財政的に施設の補修等まで実施することが困難な状況であり、県においても事業を実施しているが、継続的な大規模修繕・改修のための財政措置を要望する。

(14) 障害者差別解消法の施行に伴う小規模宿泊事業者の施設改善助成制度の創出について（真鶴町）

平成 28 年 4 月 1 日より「障害者差別解消法」が施行され、町内宿泊事業者においても、施設改善等自主的に取り組むことが期待されている。

しかし、当町の宿泊事業者等は、家族経営による小規模事業者が大多数を占め、施設改善費用の捻出が困難な状況にある。

については、「障害者差別解消法」の施行に伴う、施設のバリアフリー化等、施設改善に対する新たな助成制度の創出を要望する。

(15) 吉浜地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について（湯河原町）

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスタープラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した湯河原海辺公園を整備し、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図ることが位置付けられ、平成 19 年度から整備している湯河原海岸の 3 基目の人工リーフ終了後に湯河原海辺公園を整備し、平成 27 年度

に工事を完了した。

今後、湯河原海岸と湯河原海辺公園が一体で、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備を進める必要がある。

そこで、護岸部分の有効利用が可能となるよう新たな緩傾斜式階段護岸等の整備を早期に実施し、また、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であるため、津波発生時のさらなる避難路確保及び海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を併せて要望する。

(16) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

(17) 一般廃棄物最終処分場再生事業に係る財政支援について（湯河原町）

湯河原町真鶴町衛生組合は、湯河原町と真鶴町で構成される一部事務組合であり、当組合の最終処分場は、建設後 25 年が経過し、老朽化等の影響から不具合が生じ、現在、使用を停止している。

このため、日々生成される焼却灰は、現在、町外へ搬出处分委託をしているが、施設を安定的に運転するためには、組合独自の処分場を有することが必要不可欠である。しかしながら、新たな処分場を建設するためには、用地の選定、用地の取得、住民との合意形成などの手続等に多くの時間を費やさなければならないといった、大きなデメリットがある。

そこで、当組合では、短期間で建設が可能であり、使用を停止している現処分場を再生することにより問題を払しょくすることができるといったメリットがあることから、平成 25 年度から不具合を生じた現処分場を再利用、再生する事業を行っている。この事業に係る財政支援として、「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」が引き続き受けられるよう要望する。

また、循環型社会形成推進交付金の公的財政支援が受けられるよう、指導・助言をいただけるよう要望する。

(18) 湯河原パークウェイの無料化について（湯河原町）

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を経由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけをお願いしたい。

(19) 県道75号の街路灯整備に対する支援について（湯河原町）

商店会等が設置・管理している県道75号沿線の街路灯は、経年劣化により故障や支柱の腐食が進行するなど全体的な改修が必要となっているが、商店会等の弱体化により維持管理が難しくなっている。

街路灯は、実質的には防犯灯としての役割を果たしていることから、地域の安全・安心の確保、また、観光地である湯河原の街並みにふさわしいLED照明への切替を実施するための支援を要望する。

(20) 教育施設の改修に対する支援について（湯河原町）

教育施設の老朽化対策は、全県・全国的な問題であり、改築から改修による長寿命化が課題となっている。

学校教育施設では、通常の授業または学校開放による社会体育施設としての利用のほか、災害時における避難施設としての用途もあるが、トイレも依然として和式便器が多く、子ども達に不便を強いている。

地震などの災害発生時には多数の住民及び帰宅困難者が避難し、ライフラインの復旧後も長期の避難生活が想定される中で、避難施設としてより良い環境のための空調設備が未整備であること及びトイレの不足など衛生上の問題が懸念され、早急な対応が求められている。

特に、社会教育施設である湯河原町民体育館については、県が進める「未病を改善する」取組みを実践する体育施設としての活用を図りつつ、多世代にわたる町民の健康維持や生涯学習を目的とするスポーツ、レクリエーションの場として活用したい。

ついては、事業の円滑な実施のため、要件の緩和など、県において積極的な働きかけを要望する。

5 愛甲地域要望

(1) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道 64 号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 I C 及びさがみ縦貫道相模原 I C へのアクセス道路として、その交通量は増加の一途を辿っている。

また、平成 27 年 11 月沿線上に道の駅「清川」が開所し、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

については、着手済みである古在家バイパス整備事業の第 1 期区間及び第 2 期区間の早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の 2 箇所に信号機を設置するよう要望するとともに、山間部特有のカーブが連続する道路状況において、通行に不慣れな観光客などの来村者に対し、歩行者の横断時の安全確保のため、県道上に設置されている横断歩道周辺へのカラー舗装等によるドライバーへの注意喚起など、事故防止に向けた積極的な対策を要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成 11 年夏の豪雨においては、この地区の山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落箇所については、平成 17 年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成 22 年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区の上流部には、未だ急峻な山林が広がっている。

県におかれては、継続的かつ効果的な治山事業を実施することにより、山腹崩壊や土砂流失といった災害が発生しにくく、地域住民が安心して生活できる地域の実現を要望する。

(3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成 25 年 4 月 1 日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけではなく、広域化に伴い多大な負担が生じることとなる財政負担に対し、広域化後も集中的な支援が明確に分かるよう、積極的な財政支援を行うこと。

(4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016 年（平成 28 年）から 8 月 11 日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備等、救助する側と登山者との連絡体制の構築を要望する。

また、山林の整備事業などによる作業道について、近年、登山者の道迷いになる原因となっていることもあることから、山岳避難事故防止のため、作業道へ侵入防止のための対策を図り、登山者が安全に登山道を利用できるよう必要な対策を講じるよう要望する。

さらに、県道 70 号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道 70 号線の拡幅改良整備を引き続き要望する。

6 水源地域要望

(1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組むよう強く要望する。

(2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、森林が経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望する。

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るためには、森林整備を促進する必要がある。

については、地域林業形成促進事業等において、森林所有者の負担軽減を図るため、補助率の拡大拡充を要望する。

ウ 「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の策定に当たっては、水源環境保全・再生市町村交付金において、公共下水道の維持管理及び合併浄化槽設置に伴う支援を水源地域へ拡大するよう要望する。

(3) 市町村設置型高度処理型浄化槽に係る交付金対象経費の見直し及び新たな助成制度の創設について（山北町）

当町では、神奈川県の水がめである三保ダム集水域において、県民に良質な水を恒久的に供給するため、高度処理型合併処理浄化槽整備事業を推進している。一般住宅については、独居世帯・高齢世帯など設置が困難な箇所を除き、概ね設置が完

了したため、今後はキャンプ場や旅館など事業系の人槽の大きい浄化槽の整備を進める必要がある。

しかし、人槽の大きい事業系の浄化槽の整備を進めるにあたっては、設置後、町が負担する維持管理費の県補助基準額が、実情に合っていないことや、設置後5年を経過した浄化槽について、維持管理費の助成制度がないことが大きな課題となっており、維持管理費の不足している部分については、利用者からの使用料負担額で補っている状況である。

このため、町としては維持管理費の基準額が実情に合うように増額されるとともに、設置後5年を経過した浄化槽に対しても維持管理費が助成されれば、使用料の見直し等を検討し、事業系の浄化槽整備を推進したいと考えている。

このような状況を鑑み、水源地域の恒常的な水質保全を図るため、維持管理費の補助基準額の見直しと設置後6年以降も継続して維持管理費を補助する新たな助成制度の創設について強く要望する。